

一宮町地域防災計画

【資料編】

平成 25 年度修正

一宮町防災会議

目 次

[1 防災体制等]	1
1-1 一宮町防災会議条例	1
1-2 一宮町災害対策本部条例	3
1-3 防災関係機関一覧表	4
[2 災害救助法、応援、災害派遣関係]	8
2-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	8
2-2 応援協定一覧	11
2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱	13
2-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	34
2-5 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧	39
2-6 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能	40
2-7 ヘリコプター発着可能地点	41
[3 災害情報関係]	42
3-1 一宮町防災行政無線通信システム	42
3-2 一宮町防災行政無線（移動系）名称一覧表	43
3-3 防災行政無線野外放送塔建柱場所	45
3-4 千葉県防災行政無線（衛星系・地上系）	46
3-5 非常通信の利用方法	48
3-6 一宮アマチュア無線クラブ	49
3-7 広報車による広報チーム	49
3-8 気象観測所等	49
[4 緊急輸送、避難施設関係]	50
4-1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等	50
4-2 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画	55
4-3 庁内車両一覧表	57
4-4 一時避難場所・避難所（福祉避難所）開設予定地	58
[5 救援物資、医療、資機材、施設関係]	59
5-1 救援物資の備蓄状況	59
5-2 補給水利及び応急給水用資機材の現況	60
5-3 医薬品調達先	60
5-4 町内及び郡市内の救急医療機関	61
5-5 一宮町文化財一覧	62

[6 消防・水防・危険物施設等]	66
6-1 消防団員現況	66
6-2 一宮町内班別水利状況	66
6-3 一宮町消防機械の現況	66
6-4 一宮町貯水槽一覧表	67
6-5 一宮町消火栓一覧表	68
6-6 防火地域・準防火地域内の建築規制基準	69
6-7 重要水防区域	70
6-8 水防倉庫の備蓄資機材	70
6-9 水防資機材の調達先	70
6-10 危険物製造所等の設置状況	70
[7 災害危険箇所等]	71
7-1 土砂災害警戒区域等	71
7-2 急傾斜地崩壊危険区域	71
7-3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）※は土砂災害警戒区域等指定済	71
7-4 山腹崩壊危険地区	72
7-5 急傾斜地崩壊危険区域指定基準	73
[8 災害報告等関係]	74
8-1 被害情報報告一覧	74
8-2 被害の認定基準	75
8-3 千葉県被害情報等報告要領	84
[9 様式]	96
9-1 様式一覧	96
9-2 町被害情報報告様式	98
9-3 千葉県被害情報報告様式	99
9-4 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する様式	124
9-5 自衛隊災害派遣要請等に関する様式	128
9-6 災害救助用米穀の引渡要請等に関する様式	132
9-7 り災証明等に関する様式	137

[1 防災体制等]

1－1 一宮町防災会議条例

(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 15 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、一宮町防災会議(以下「防災会議」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 一宮町の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する需要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長事故あるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、対の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 千葉県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他必要と認める関係機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
- 8 委員の定数は、30 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方公共機関の職員、千葉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 10 月 8 日条例第 14 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 12 月 21 日条例第 10 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 20 日条例第 11 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 9 月 25 日条例第 9 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日条例第 9 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 14 日条例第 5 号)
この条例は、公布の日から施行する。

1-2 一宮町災害対策本部条例

(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 16 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、一宮町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、町長をもって充てる。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

4 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部員は、町の職員のうちから町長が任命する。

6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 13 日条例第 1 号)

(施行期日)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－3 防災関係機関一覧表

1 指定行政機関、指定地方行政機関等

機 関 名	防 災 担 当 課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局 千葉地域センター	農政推進グループ 食品産業チーム	260-0021	千葉市稲毛区轟町 5-1-4	043(251)8307
銚子地方気象台	防災業務課	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479(23)7705
銚子海上保安部	警備救難課	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479(22)1359
勝浦海上保安署		299-5233	勝浦市浜勝浦 499	0470(73)4999

2 指定公共機関

機 関 名	防 災 担 当 課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
一宮郵便局		299-4399	長生郡一宮町一宮 2947	0475(42)3789
東日本電信電話株式会社 千葉支店	災害対策室	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-6	043(211)8652
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	260-8509	千葉市中央区千葉港 5-7	043(241)7531
日本放送協会 千葉放送局	企画総務	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	043(203)0597

3 指定地方公共機関

機 関 名	防 災 担 当 課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
千葉テレビ放送株式会社	報道製作局報道部	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043(231)3111
大多喜ガス株式会社	供給部供給管理課 茂原サービスショップ	297-8567	茂原市茂原 661	0475(24)8157
社団法人千葉県エルピーガス協会	事務局	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043(246)1725

4 千葉県

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 防災行政無線	F A X 防災行政無線
県庁(危機管理課)	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	(※)	
長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原 1102-1	0475 (22) 1711 507-721	0475 (24) 0459 507-722
長生健康福祉センター	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475 (22) 5167 507-741	0475 (24) 3419 507-742
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475 (24) 4521 507-731	0475 (25) 3343 507-732
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475 (25) 1141 507-751	0475-24-9840 507-752

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 防災行政無線	F A X 防災行政無線
北部林業事務所	289-1321	山武市富田 1177-7	0475 (82) 3121 583-721	0475-82-4463 583-722
勝浦水産事務所	299-5225	勝浦市墨名 815-12	0470 (73) 0108 572-721	0470-73-4644 572-722
東部家畜保健衛生所	283-0064	東金市川場 1105-3	0475 (52) 4101	0475-52-3335
警察本部 警備課	260-8668	千葉市中央区長洲 1-9-1	043 (201) 0110 500-7383	500-7393
〃 通信指令課	260-8668	千葉市中央区長洲 1-9-1	043 (201) 0110	—
〃 総合当直	260-8668	千葉市中央区長洲 1-9-1	043 (201) 0110	—
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田 7	0475 (22) 0110	—
一宮幹部交番	299-4302	一宮町田町 1-10	0475 (42) 2121	第一報は茂原警察署
東浪見駐在所	299-4303	一宮町東浪見 1670-1	0475 (42) 3280	へ連絡する

(※) 県庁 防災危機管理部 緊急時連絡先

	機関名		連絡先	
			電話	F A X
平常時	勤務時間内	防災危機管理部 危機管理課危機管理室 (県防災行政無線[地上系]) (県防災行政無線[衛星系])	043 (223) 2175 500-7320 012-500-7320	043 (222) 5208 500-7298 012-500-7298
	勤務時間外	防災危機管理部 県情報通信管理室 (県防災行政無線[地上系]) (県防災行政無線[衛星系])	043 (223) 2178 500-7225 012-500-7225	043 (222) 5219 500-7110 012-500-7110
発災時	災害対策本部設置前	防災危機管理部危機管理課 情報収集作業室 (県防災行政無線) (一般加入電話)	500-7310 043-223-2149	500-7630 043-222-5208
	災害対策本部設置後	千葉県 災害対策本部事務局 (県防災行政無線) (一般加入電話)	500-7310 043-223-2149	500-7630 043-222-5208

5 近隣市町村

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
茂原市	総務課	297-8511	道表 1	0475 (20) 1519
(長生郡) 睦沢町	総務課	299-4492	下之郷 1650-1	0475 (44) 2500
(長生郡) 長生村	総務課	299-4394	本郷 1-77	0475 (32) 2111
(長生郡) 白子町	総務課	299-4292	関 5074-2	0475 (33) 2111
(長生郡) 長柄町	総務課	297-0298	桜谷 712	0475 (35) 2111
(長生郡) 長南町	総務課	297-0192	長南 2110	0475 (46) 2111

6 自衛隊

区分	駐とん地 (基地) 等名	所在地	郵便 番号	電話番号	内線 番号	当直内 線番号	部隊名
陸 上 自 衛 隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	218 236	302	第1空挺団本部
	下志津	千葉市若葉区若松町 902	264-8501	043(422)0221	286 287	302	高射学校警備課
	木更津	木更津市吾妻地先	292-8510	0438(23)3411	215	301	第1ヘリコプター団本部
	松戸	松戸市五香六実 17	270-2288	047(387)2171	203	302	需品学校企画室
海 上 自 衛 隊	下総	柏市藤ヶ谷 1614-1	277-8686	04(7191)2321	2420	2424	教育航空集団司令部
	館山	館山市宮城無番地	294-8501	0470(22)3191	213	222	第21航空群司令部
	木更津	木更津市江川無番地	292-0063	0438(23)2361	446	430	航空補給処計画部
航 空 自 衛 隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292-8633	0438(41)1111	303	225	第1補給処企画課
	峯岡山	南房総市丸山町平塚乙 2-564	299-2508	0470(46)3001	202	298	第44警戒群本部
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	405	407	第1高射隊
	柏	柏市十余二 175-4	277-0872	0471(31)2896			システム管理群中央通信 隊送信所小隊
	千葉	千葉市稲毛区轟町 1-1-17	263-0021	043(251)7151			千葉地方協力本部

(注) 防衛庁技術研究本部電子装備研究所飯岡支所 旭市大字塙字三番割 (〒289-2702) TEL 0479 (57) 3043

7 長生郡市広域市町村圏組合

機 関 名	郵便番号	所在地	電話 (防災行政無線)	F A X (防災行政無線)
消防本部	297-0026	茂原市茂原 598 番地	0475(24)0119 623-721	0475(24)1725 623-722
南消防署	299-4301	一宮町一宮 8664 番地	0475(42)2123 —	0475(42)4905 —
長生郡市環境衛生センター (環境衛生課)	297-0035	茂原市下永吉 2101	0475(23)4944 —	0475(26)1113 —
水道部	297-0029	茂原市高師 395-2	0475(23)9481 669-721	0475(23)9440 669-722
長生病院	299-4114	茂原市本納 2777	0475(34)2121 —	0475(34)4710 —

8 その他関係機関

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
九十九里地域水道企業団	283-0068	東金市東岩崎 2 番地 3	0475 (54) 0631
財団法人 千葉県消防協会 (事務局)	260-0801	千葉市中央区仁戸名町 666-2	043 (263) 9885
独立行政法人 海上災害防止センター (消防船課)	220-8401	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル	045 (224) 4318
千葉県水難救済会 (千葉県 漁船保険組合)	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-3	043 (242) 6861
株式会社ダイトコーポレーション 千葉支店 (防災グループ)	260-0024	千葉市中央区中央港 1-9-5	043 (238) 5113

9 千葉県災害ボランティアセンター連絡会加盟団体

事 務 局	日本赤十字社千葉県支部	
	千葉県社会福祉協議会	
会 員	千葉県共同募金会	千葉県ボランティア連絡協議会
	千葉県民生委員・児童委員協議会	千葉県労働者福祉協議会
	千葉市社会福祉協議会	千葉県災害対策コーディネーター連絡会
	千葉レスキューサポートバイク	セーフティリーダー千葉県ネットワーク
	千葉県生活協同組合連合会災害対策委員会	千葉土建一般労働組合
	日本労働組合総連合会千葉県連合会	日本防災士会千葉県支部

〔 2 災害救助法、応援、災害派遣関係〕

2－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 <加算額> 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる				災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規 格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）				災害発生の日から20日以内に着工		1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。		
炊き出しその他のによる食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（燃）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内				災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内		1 輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（燃）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全流 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300	
			冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400	
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400	
冬	9,100		12,000	16,800	19,900	25,300	3,300			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険に状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（燃）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（燃）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（燃）、流失、半壊（燃）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300円以内 一時保存 $\left(\begin{array}{l} \text{既存建物借上費} \\ \text{通常の実費} \\ \text{既存建物以外} \end{array} \right)$ 1 体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技士、 歯科衛生士 14,700円以内 保健師、助産師、看護師、 准看護師 16,000円以内 救急救命士 16,200円以内 土木技術者、建築技術者 16,100円以内 大工 18,600円以内 左官 17,200円以内 とび職 18,100円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-2 応援協定一覧

No	協定日	締結者	協定名	内容
1	H2. 10. 1	茂原市八千代 1-5-4 社団法人 茂原市長生郡医師会 会長 牧野耕治	災害時の医療活動に関する協定	災害時に、医療救護活動の実施が必要な場合、医療救護班の派遣を要請できる。 ・傷病者に対する応急処置及び医療 ・医療機関への収容
2	H4. 4. 1	県内の市町村及び一部事務組合	千葉県広域消防相互応援協定	消防相互応援
3	H8. 2. 23	県内市町村及び千葉県	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	相互応援
4	H9. 11. 20	一宮町一宮 2457 一宮郵便局長 吉井敏夫	災害時における一宮郵便局・一宮町役場間の協力に関する覚書	・災害救助法に適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策 ・郵便局が管理する施設、用地の避難場所物資集積場所、自転車、搬台としての提供 ・町が管理する施設、用地の提供 ・被災町民の避難先、状況の情報提供 ・避難場所への郵便差出箱の設置
5	H14. 11. 8	市原市八幡 813 株式会社 センどう (代)木口宣道	災害時における物資の供給に関する協定	災害発生後、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合供給する
6	H19. 9. 10	新潟市南区清水 4501-1 NPO 法人 コメリ災害対策センター 理事長 捧 賢一	災害時における物資供給に関する協定	地震、風水害その他の災害が発生し災害対策本部を設置後、町が必要と認めるものを提供する
7	H20. 9. 12	茂原市茂原 661 社団法人千葉県エルピーガス協会 長夷支部長 齋藤豊久	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定	地震、風水害その他の災害が発生し災害対策本部を設置後、町、町民が必要と認めるものを提供する ・液体石油ガス（プロパンガス）その他対応可能な物品
8	H21. 9. 25	一宮町船頭給 31-9 一宮町建設業協力会会長 (有)三共興業 (代)小林正満	緊急災害対策業務協定書	災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、道路、河川等の公共土木施設の機能の確保、回復のため迅速かつ対応する
9	H21. 9. 25	一宮町建設業業者 5 社 ・(株)秦組 (代)秦 浩之 ・新代建設(株) (代)関 俊行 ・(有)長生設備工業 (代)小関正幸 ・片岡工業(株) (代)片岡暉雄 ・(株)片岡工務店 (代) 大土かず子	災害応急対策協定書	災害発生時、一宮町で管理する道路、河川、その他の公共土木施設の機能の確保回復のため迅速かつ的確に対応する

No	協定日	締結者	協定名	内容
10	H21. 12. 7	千葉県茂原市東郷 1173-5 千葉土建 一般労働組合長生支部 執行委員長 稲垣泰道	災害時における災害応急対策に関する協定書及び費用負担に関する覚書	災害時における救出救援活動、被災した収容施設の補修その他町が必要と認める救急応急作業
11	H23. 2. 17	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 国土交通省関東地方整備局長 下保 修	災害時の情報交換に関する協定	当該地域で災害の発生や発生の恐れがある場合、一般被害状況や公共土木施設等の情報を交換し、連絡員の派遣や必要に応じ、災害対策用機械の派遣をする
12	H24. 10. 1	千葉県土地家屋調査士会 会長 笠原 孝	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	町内に災害が発生した場合、職員と連携して被害家屋認定調査の補助を行う。 ・発行したり災証明書について町民からの相談の補助 ・建物滅失登記申請手続き相談 ・土地境界復元等に関する相談
13	H24. 2. 15	山梨県笛吹市 笛吹市長 荻野正直	災害時における相互応援に関する協定	相互応援 ・食糧、医療、職員他要請のあった事項
14	H24. 7. 26	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会 会長 前田 穰（宮崎県綾町長） 事務局 自治体問題研究所 協定団体：24 団体（当町含む） ・北海道蘭越町・西興部村 ・福島県大玉村・矢祭町・千葉県酒々井町 ・一宮町・新潟県関川村・津南町 ・群馬県上野村・高山村・南牧村・神流町 ・長野県原村・栄村・阿智村 ・岐阜県白川村・岡山县奈義町 ・高知県馬路村・大豊町・土佐町 ・本山町・宮崎県綾町・西米良村・椎葉村	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	非常災害時における食料、飲料水、生活必需品、資機材の提供 ・被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 ・被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供 ・その他特応急対策活動に必要な措置
15	H25. 3. 6	利根コカ・コーラボトリング(株) 茂原支店 支店長 岡野孝夫	災害用飲料水等の供給協力に関する協定 情報提供・災害対応型自動販売機設置に関する協定	災害時、災害の発生の恐れがある場合又は災害対策本部設置された場合、災害対応型自動販売機内の飲料水を避難者等に提供【自販機内約 500 本】また、自販機 1 台につき、20ℓペットボトル 6 本入りを 50 箱＝300 本提供。 【町内 3 台設置＝900 本】

2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

目次

- 第一章 総 則
- 第二章 消防広域応援体制の確立
- 第三章 費用負担
- 第四章 教育訓練
- 第五章 その他

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）第43条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。
- (2)「被災地」とは、法第43条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。
- (3)「現地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (4)「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
- (5)「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。
- (6)「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

(千葉県消防広域応援隊の登録)

第3条 知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

- 2 登録する千葉県消防広域応援隊については、法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が別に定める。
- 3 知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

(千葉県消防広域応援隊の基本的な編成)

第4条 千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図1のとおりとする。

- 2 基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。(別表1)

第二章 消防広域応援体制の確立

(消防広域応援体制確立の指示)

第5条 知事は、法第43条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の長及び現地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。(別記様式1)

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

- (1) 被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。
 - (2) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。
 - (3) 本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。
 - (4) 特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。
 - (5) 被災地及び現地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。
- 2 前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。
- ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。
- 3 千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。
- 4 情報連絡系統は、別図2のとおりとする。
- 5 要請手順は、別図3のとおりとする。

(消防広域応援体制の終了)

第6条 知事は、災害の推移により被災地の長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなったと判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

第三章 費用負担

(千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担)

第7条 第5条第1項に基づく指示を受けて出動した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 千葉県の負担とするもの
 - イ 消防職員の特殊勤務手当
 - ロ 時間外勤務手当
 - ハ 管理職員特別勤務手当

- ニ 夜間勤務手当
 - ホ 休日勤務手当
 - ヘ 旅費
 - ト 応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料
 - チ 役務費
 - リ 当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
 - ヌ 応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費
- (2) 前号の応援活動に係る経費については、別に定めるところにより県が負担するものとする。

2 応援市町村の負担とするもの

- (1) 公務災害補償に要する経費
- (2) 災害発生市町村等への移動中及び災害発生市町村等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- (3) 前項及び前各号以外の人件費その他の経費

3 受援市町村が負担とするもの

- (1) 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。
- (2) 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費

4 前各項以外の費用は、原則として受援市町村の負担とする。

第四章 教育訓練

（教育訓練）

第8条 知事は、法第43条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。

第五章 その他

（関係行政機関との連絡調整）

第9条 知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。（別表2）

（千葉県消防広域応援隊旗）

第10条 知事は、千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。

2 千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

（その他）

第11条 その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 16 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

千葉県消防広域応援隊 出動連絡

応援市町村の長

広域応援統括消防機関 消防長様

千葉県消防広域応援隊登録消防機関 消防長

千葉県知事

平成 年 月 日 時 分頃、市・町・村において、下記のとおり消防組織法第 43 条の規定に基づく非常事態が発生したので、迅速な消防広域応援体制を確立するよう指示します。

1. 発生日時 平成 年 月 日 時 分頃

2. 発生場所 市・町・村

3. 災害種別 (災害内容)

.....

4. その他

【要請方法】 (県防災行政無線 F A X による一斉要請)

(発) 千葉県



- ① 応援市町村
- ② 広域応援統括消防機関
- ③ 千葉県消防広域応援隊登録消防機関

基 本 的 な 部 隊 編 成

別表 1

部隊種類 災害種別		広域 応援統括指揮隊	ブロック方面隊				航空 部隊	水上 部隊	特別災害対応部隊									
			特殊災害部隊			特殊装備隊												
			毒劇物等 対応	大規模危険物火災 対応隊	密閉空間火災 対応隊	震災対応特殊車両隊			その他特殊装備隊									
									はしご車隊	電源照明車隊	大型水槽車隊	空気ボンベ 充填車隊	衛星通信 装備隊	特別高度 工作車隊				
大規模地震災害		○	○	○	○	○	○				△	○	△	△	△	△	△	△
大規模風水害		○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	△
大規模火災		○	○	○	○	○	○				△	△	△	△	△	△	△	○
特殊災害	NBC災害	○								○					△	△	△	△
	大規模危険物火災	○	△	△	△	△	△	○	△		○	△	△	△	△	△	△	△
	大規模航空機事故災害	○	○	○	○	○	○	○			△	△	△	△	△	△	△	○
	大規模列車事故災害	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△		△	○

【凡例】 ○ 原則として出動

△ 災害状況に応じて出動

別表 2 関係機関連絡先（情報連絡窓口）（H24. 4. 1 現在）

1 総務省消防庁

名 称	時間帯別	連絡要請 窓口	（N T T）電話	（N T T）F A X	消防防災無線 （電話）	消防防災無線 （F A X）	地域衛星通信 ネットワーク（電話）	地域衛星通信 ネットワーク（F A X）	
応急対策室	昼 間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	120-7527	120-7537	048-500-7527	048-500-7537	
	夜間（休日）	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-7782	120-7789	048-500-7782	048-500-7789	

2 千葉県

名 称	時間帯別	連絡要請 窓口	（N T T）電話	（N T T）F A X	消防防災無線 （電話）	消防防災無線 （F A X）	地域衛星通信 ネットワーク（電話）	地域衛星通信 ネットワーク（F A X）	消防無線 呼出名称
防災危機管理部 危機管理課	昼 間	災害対策室	043-223-2175	043-222-5208	500-7221 500-7361	500-7298	012-500-7209	012-500-7298	しょうぼう ちばけん ちょうせいほんぶ
	夜間（休日）	消防課（防災 無線統制室）	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	012-500-7225	012-500-7110	

3. 広域応援統括消防機関

名 称	時間帯別	連絡要請 窓口	（N T T）電話	（N T T）F A X	消防防災無線 （電話）	消防防災無線 （F A X）	地域衛星通信 ネットワーク（電話）	地域衛星通信 ネットワーク（F A X）	消防無線 呼出名称
千葉市消防局	昼 間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3121	012-101-800-3109	ちばしょうぼう 千葉消防
	夜間（休日）	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669	
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-320	

4 県内消防機関

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(N T T) 電話	(N T T) F A X	県防災行政 無線 電話	県防災行政 無線 F A X	地域衛星通信 ネットワーク (電話)	地域衛星通信 ネットワーク (F A X)	消防無線 呼出名称
千葉市消防局	昼 間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3121	012-101-800-3109	ちばしょうぼう 千葉消防
	夜間 (休日)	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669	
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209	
銚子市消防本部	昼 間	指令センタ ー	0479-22-0119	0479-23-0119	602-721	602-722	012-602-721	012-602-722	ちょうししょうぼう 銚子消防
	夜間 (休日)								
市川市消防局	昼 間	指令課	047-333-2111	047-335-8181	603-721	603-722	012-603-721	012-603-722	しょうぼういちかわ 夜間 (休日) 消防市川
	夜間 (休日)								
船橋市消防局	昼 間	警防課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	しょうぼうふなばし 消防船橋
	夜間 (休日)	指令課	047-435-8649	047-432-8229					
木更津市消防本部	昼 間	消防総務課	0438-23-9182	0438-23-9096	206-731	206-732	012-206-731	012-206-732	しょうぼうきさらづ 消防木更津
	夜間 (休日)	指令室	0438-22-0119	0438-22-0151					
松戸市消防局	昼 間	消防救急課	047-363-1115	047-363-1138	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	まつどしょうぼう 松戸消防
	夜間 (休日)	指令課	047-363-1111	047-363-0333					
野田市消防本部	昼 間	通信指令室	04-7124-0119	04-7125-8782	208-731	208-732	012-208-731	012-208-732	のだしょうぼう 野田消防
	夜間 (休日)								
成田市消防本部	昼 間	通信指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	211-731	211-732	012-211-731	012-211-732	なりたしょうぼう 成田消防
	夜間 (休日)								
旭市消防本部	昼 間	指令課	0479-63-0119	0479-63-7769	621-721	621-722	012-621-721	012-621-722	しょうぼうあさひ 消防旭
	夜間 (休日)								
習志野市消防本部	昼 間	指令課	047-452-1212	047-451-6569	605-721	605-722	012-605-721	012-605-722	ならしのしょうぼう 習志野消防
	夜間 (休日)								
柏市消防局	昼 間	警防課	04-7133-0117	04-7133-4000	606-721	606-722	012-606-721	012-606-722	かしわしょうぼう 柏消防
	夜間 (休日)	情報指令課	04-7133-8793	04-7133-8795					
市原市消防局	昼 間	警防救急課	0436-22-8117	0436-23-0085	219-731	219-732	012-219-731	012-219-732	いはらしょうぼう 市原消防
	夜間 (休日)	通信指令課	0436-23-0119	0436-21-6874					
流山市消防本部	昼 間	消防防災課	04-7158-0119	04-7159-0889	607-721	607-722	012-607-721	012-607-722	ながれやましょうぼう 流山消防
	夜間 (休日)								
八千代市消防本部	昼 間	指令課	047-459-7805	047-459-2446	608-721	608-722	012-608-721	012-608-722	やちよしょうぼう 八千代消防
	夜間 (休日)								
我孫子市消防本部	昼 間	警防課	04-7181-7701	04-7184-0120	609-721	609-722	012-609-721	012-609-722	あびこしょうぼう 我孫子消防
	夜間 (休日)	西消防署	04-7184-0119	04-7184-0165					
鎌ヶ谷市消防本部	昼 間	警防課	047-444-3235	047-445-1224	610-721	610-722	012-610-721	012-610-722	しょうぼうかまがや 消防鎌ヶ谷
	夜間 (休日)	通信指令室	047-444-3221	047-442-7119					

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(N T T) 電話	(N T T) F A X	県防災行政 無線 電話	県防災行政 無線 F A X	地域衛星通信 ネットワーク (電話)	地域衛星通信 ネットワーク (F A X)	消防無線 呼出名称
君津市消防本部	昼 間	指令室	0439-53-0119	0439-57-0119	611-723	611-722	012-611-723	012-611-722	きみつしょうぼう 君津消防
	夜間 (休日)								
富津市消防本部	昼 間	指令室	0439-65-0119	0439-65-1722	612-721	612-722	012-612-721	012-612-722	しょうぼうふつ 消防富津
	夜間 (休日)								
浦安市消防本部	昼 間	指令課	047-304-0119	047-352-3597	613-721	613-722	012-613-721	012-613-722	しょうぼううらやす 消防浦安
	夜間 (休日)								
四街道市消防本部	昼 間	消防署指揮指令 グループ	043-422-0119	043-423-7212	614-721	614-722	012-614-721	012-614-722	しょうぼうよつかいどう 消防四街道
	夜間 (休日)								
袖ヶ浦市消防本部	昼 間	総務課	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	しょうぼうそでがうら 消防袖ヶ浦
	夜間 (休日)	指令室							
富里市消防本部	昼 間	通信指令室	0476-92-1311	0476-93-9949	618-721	618-722	012-618-721	012-618-722	しょうぼうとみさと 消防富里
	夜間 (休日)								
栄町消防本部	昼 間	通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	012-629-721	012-629-722	しょうぼうさかえ 消防栄
	夜間 (休日)								
香取広域市町村圏 事務組合消防本部	昼 間	指令課	0478-83-0119	0478-83-3432	619-721	619-722	012-619-721	012-619-722	しょうぼうかとり 消防香取
	夜間 (休日)								
安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	昼 間	警防課	0470-22-2233	0470-22-6562	627-721	627-722	012-627-721	012-627-722	あわしょうぼう 安房消防
	夜間 (休日)								
長生郡市広域市町村圏 組合消防本部	昼 間	通信指令課	0475-24-0119	0475-25-8448	623-721	623-722	012-623-721	012-623-722	ちようこうしょうぼう 長広消防
	夜間 (休日)								
匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部	昼 間	警防課指令班	0479-72-0119	0479-72-1119	622-721	622-722	012-622-721	012-622-722	しょうぼうそうさ 消防匝瑳
	夜間 (休日)								
山武郡市広域 行政組合消防本部	昼 間	指令課	0475-52-4137	0475-50-2501	628-721	628-722	012-628-721	012-628-722	しょうぼうさんむ 消防山武
	夜間 (休日)								
佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	昼 間	指揮指令課	043-481-0119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	しょうぼうさくら 消防佐倉
	夜間 (休日)								
印西地区 消防組合消防本部	昼 間	通信指令室	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722	012-626-721	012-626-722	しょうばういんざい 消防印西
	夜間 (休日)								
夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	昼 間	警防課	0470-80-0133	0470-82-5000	624-721	624-722	012-624-721	012-624-72	しょうばういすみ 消防夷隅
	夜間 (休日)	指令室	0470-80-0119						

5 千葉県内市町村

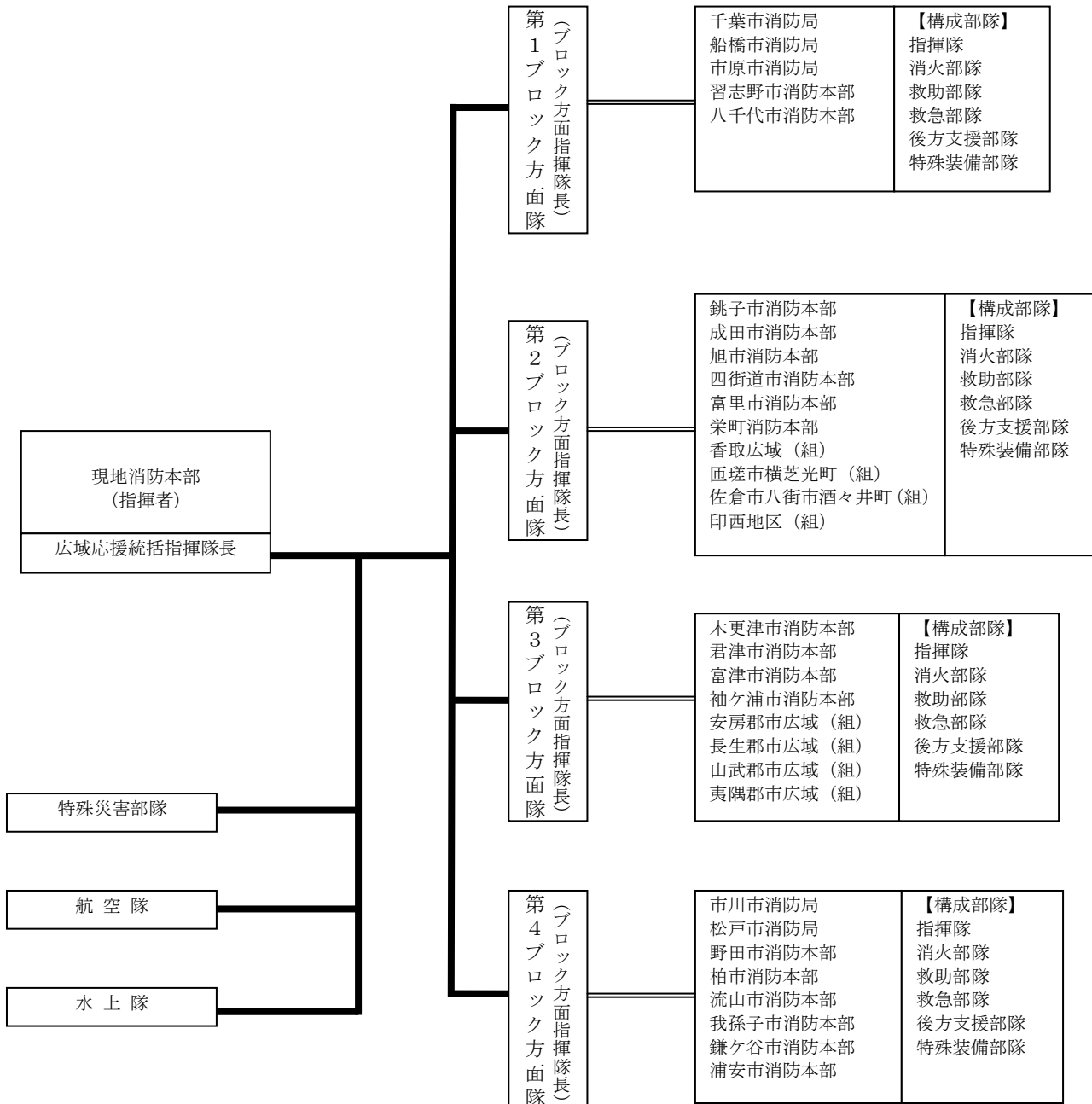
支部・地域振興 事務所別	市町村	時間 帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線（012：地域衛星通信）		管轄消防（局）本部
				電話	F A X	電話	F A X	
千葉支部	千葉市	昼間	防災対策課	043-245-5113	043-245-5552	100-721	100-722	千葉市消防局
		夜間	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678			
	市原市	昼間	防災課	0436-23-9823	0436-23-9556	219-721	219-722	市原市消防局
		夜間	守衛室	0436-22-1111	-			
葛南地域 振興事務所	市川市	昼間	危機管理課	047-334-1600	047-333-8080	203-721. 723. 724	203-722	市川市消防局
		夜間	守衛室	047-334-1334	-			
	船橋市	昼間	危機管理課	047-436-2032	047-436-2030	204-721. 723	204-722	船橋市消防局
		夜間	（船橋消防）	047-435-1111	047-432-8229			
	習志野市	昼間	危機管理課	047-453-9211	047-453-9386	216-721. 723	216-722	習志野市消防本部
		夜間						
	八千代市	昼間	総合防災課	047-483-1151	047-483-1094	221-721. 723	221-722	八千代市消防本部
		夜間	守衛室	047-483-1151	-			
	浦安市	昼間	防災課	047-351-1111	047-355-6239	227-721	227-722	浦安市消防本部
		夜間	守衛室	047-351-1111	047-381-4028			
東葛飾地域 振興事務所	松戸市	昼間	総務企画本部防災課	047-366-7309	047-368-0202	207-721. 723	207-722	松戸市消防局
		夜間	守衛室	047-366-7300	047-364-7295			
	野田市	昼間	市民生活課	04-7123-1083	04-7123-1737	208-721	208-722	野田市消防本部
		夜間	守衛室	04-7125-1111	04-7123-1737			
	柏市	昼間	防災安全課	04-7167-1115	04-7163-2188	217-721	217-722	柏市消防局
		夜間	守衛室	04-7167-5551				
	流山市	昼間	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7150-3309	220-721	220-722	流山市消防本部
		夜間	管財課守衛室	04-7158-1180	-			
	我孫子市	昼間	市民安全課	04-7185-1843	04-7185-5777	222-721	222-722	我孫子市消防本部
		夜間						
	鎌ヶ谷市	昼間	安全対策課	047-498-5240	047-445-1400	224-721	224-722	鎌ヶ谷市消防本部
		夜間						

支部・地域振興事務所別	市町村	時間 帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線（012：地域衛星通信）		管轄消防（局）本部
				電話	F A X	電話	F A X	
印旛地域 振興事務所	成田市	昼間	危機管理課	0476-20-1523	0476-20-1687	211-721	211-722	成田市消防本部
		夜間	守衛室	0476-22-1111				
	佐倉市	昼間	防災防犯課	043-484-6131	043-486-2502	212-721	212-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間	守衛室	043-484-1111				
	四街道市	昼間	危機管理室	043-421-6102	043-424-8922 043-423-7212	228-721	228-722	四街道市消防本部
		夜間	（四街道消防）	043-422-0119				
	八街市	昼間	防災課	043-443-1119	043-444-0815	230-721	230-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間		090-3575-4753				
	印西市	昼間	防災課	0476-42-5111	0476-42-7242	231-721	231-722	印西地区消防組合 消防本部
		夜間						
	白井市	昼間	市民安全課	047-492-1111	047-491-3510 047-491-3518	232-721. 723	232-722	印西地区消防組合 消防本部
		夜間		047-492-0090				
	富里市	昼間	市民活動推進課	0476-93-1114	0476-93-9954	233-721	233-722	富里市消防本部
		夜間	守衛室	0476-93-1111				
	酒々井町	昼間	総務課	043-496-1171	043-496-4541	322-721	322-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間						
香取地域 振興事務所	香取市	昼間	総務部総務課	0478-50-1201	0478-52-4566 -	209-721. 723	209-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	財政課	0478-54-1111				
	神崎町	昼間	総務課	0478-72-2111	0478-72-2110 0476-24-4368	342-721. 723	342-722	成田市消防本部
		夜間	（成田消防）	0476-20-1593				
	多古町	昼間	総務課	0479-76-2611	0479-76-7144 0479-76-5930	347-721	347-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	（香取広域消防）	0479-76-3255				
	東庄町	昼間	総務課	0478-86-1111	0478-86-2312 0478-83-3432	349-721	349-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	（香取広域消防）	0478-83-0119				
海匝地域 振興事務所	銚子市	昼間	地域協働課	0479-24-8193	0479-25-0277	202-721	202-722	銚子市消防本部
		夜間	警備員室	0479-24-8181				
	旭市	昼間	総務課	0479-62-5311	0479-63-4946	215-721. 723. 724	215-722	旭市消防本部
		夜間						
	匝瑳市	昼間	総務課	0479-73-0084	0479-72-1114	214-721. 723	214-722	匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部
		夜間						

支部・地域振興 事務所別	市町村	時間 帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線（012：地域衛星通信）		管轄消防（局）本部
				電話	F A X	電話	F A X	
長生地域 振興事務所	茂原市	昼間	総務課	0475-20-1519	0475-20-1602	210-721	210-722	長生郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-23-2111				
	一宮町	昼間	総務課	0475-42-2111	0475-42-2465	421-721	421-722	長生郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間						
	睦沢町	昼間	総務課	0475-44-2500	0475-44-1729	422-721	422-722	長生郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間						
	長生村	昼間	総務課	0475-32-2111	0475-32-1194	423-721	423-722	長生郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間						
	白子町	昼間	総務課	0475-33-2111	0475-33-4132	424-721	424-722	長生郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間						
長柄町	昼間	総務課	0475-35-2111	0475-35-4732	426-721	426-722	長生郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	
	夜間	宿日直						
長南町	昼間	総務課総務室	0475-46-2111	0475-46-1214	427-721. 723	427-722	長生郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	
	夜間	宿日直室						
山武地域 振興事務所	東金市	昼間	総務課	0475-50-1119	0475-50-1299	213-721	213-722	山武郡市広域行政組合 消防本部
		夜間	警備	0475-50-1111				
	山武市	昼間	消防防災課	0475-80-1116	0475-82-2107	236-721	236-722	山武郡市広域行政組合 消防本部
		夜間						
	大網白里市	昼間	総務課	0475-70-0303	0475-72-8454	402-721. 723	402-722	山武郡市広域行政組合 消防本部
		夜間						
	九十九里町	昼間	総務課	0475-70-3107	0475-70-3188	403-721	403-722	山武郡市広域行政組合 消防本部
		夜間						
	芝山町	昼間	総務課	0479-77-3903	0479-77-3957	409-721	409-722	山武郡市広域行政組合 消防本部
		夜間	警備員室					
横芝光町	昼間	環境防災課	0479-84-1216	0479-84-2713	381-721	381-722	匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部	
	夜間	警備員						
夷隅地域 振興事務所	勝浦市	昼間	総務課	0470-73-6640	0470-73-3937	218-721	218-722	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	警備室	0470-73-1211				
	いすみ市	昼間	危機管理課	0470-62-2000	0470-63-1252	234-721. 723	234-722	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	宿日直室	0470-62-1111				
	大多喜町	昼間	総務課	0470-82-2111	0470-82-4461	441-721	441-722	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間		-				
	一宮町	昼間	総務課	0470-68-2511	0470-68-3293	443-721	443-722	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間						

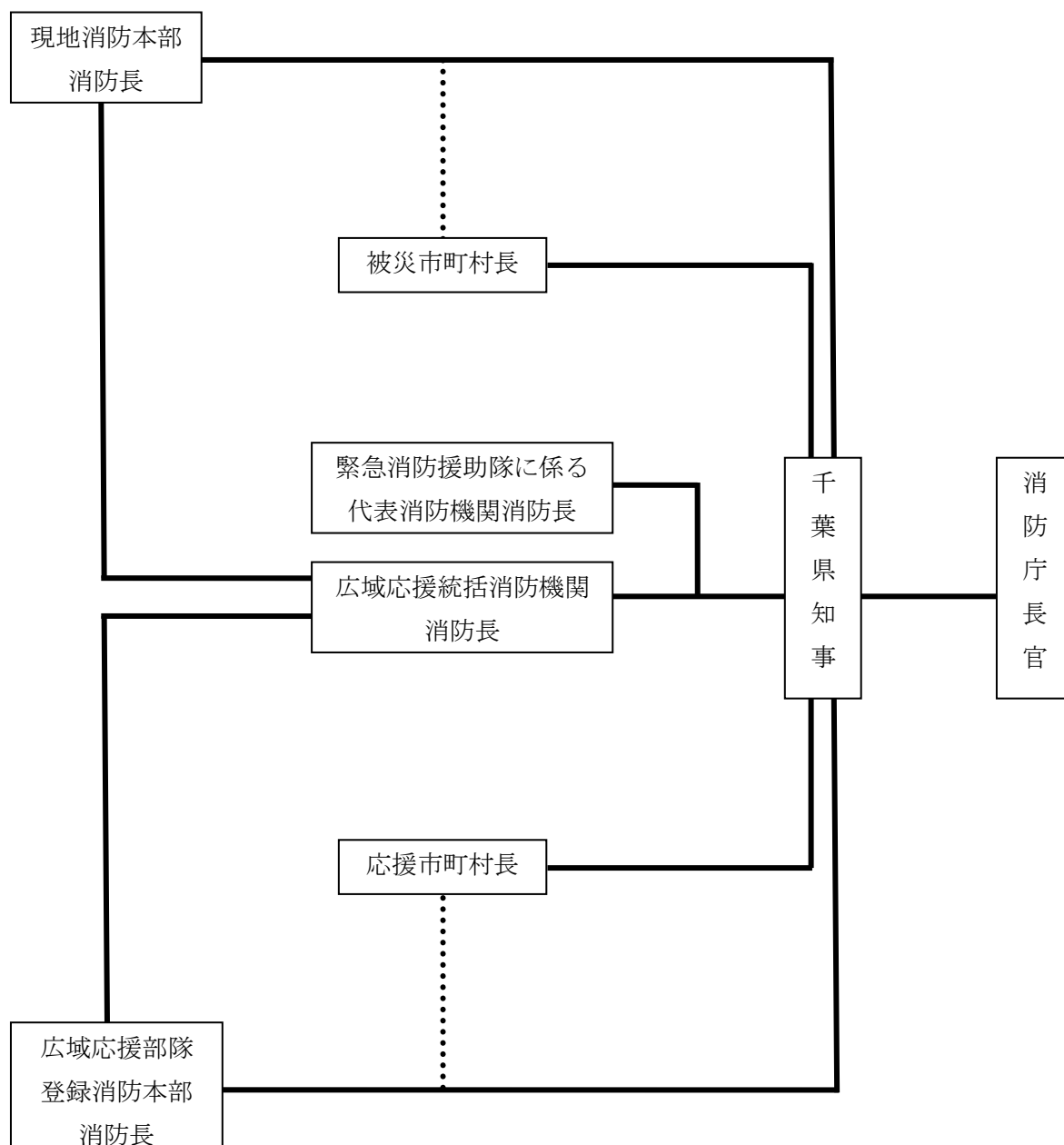
支部・地域振興事務所別	市町村	時間 帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線（012：地域衛星通信）		管轄消防（局）本部
				電話	F A X	電話	F A X	
君津地域 振興事務所	木更津市	昼間	総務行革課	0438-23-7094	0438-25-1351	206-721. 723	206-722	木更津市消防本部
		夜間	（木更津消防）	0438-22-0119	0438-22-0151			
	君津市	昼間	危機管理課	0439-56-1290	0439-56-1404	225-721	225-722	君津市消防本部
		夜間	警備室	0439-56-1453				
	富津市	昼間	防災課	0439-80-1266	0439-80-1350	226-721. 723	226-722	富津市消防本部
		夜間	警備室		-			
	袖ヶ浦市	昼間	危機管理課	0438-62-2119	0438-62-5916	229-721	229-722	袖ヶ浦市消防本部
		夜間	守衛日直室					
安房地域 振興事務所	館山市	昼間	社会安全課	0470-22-3442	0470-22-8901	205-721	205-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-22-3113	0470-23-3115			
	鴨川市	昼間	消防防災課	04-7093-7833	04-7093-7851	223-721	223-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	警備員室	04-7092-1111				
	南房総市	昼間	消防防災課	0470-33-1052	0470-33-3451	235-721	235-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	宿直室					
	鋸南町	昼間	総務企画課	0470-55-4801	0470-55-1342	463-721	463-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-55-2111				

基本的な出動編成 別図 1



情報連絡系統別図2

【被災地側】



【応援側】

知事の指示による出動要請等実施順



千葉県

- 千葉県から広域応援消防機関及び各消防（局）本部へ
「千葉県消防広域応援出動連絡（要綱：別記様式1）」を送信する。

知事指示

①応援側消防（局）本部

②現地消防本部（被災地消防本部）

①応援側消防（局）本部から広域応援消防機関へ

広域応援出動連絡表（基本計画：様式2）」を送信する。

千葉県から別記様式1を受信した場合、又は県内で震度5強以上の地震災害が発生した場合、各消防（局）本部は、出動の可否にかかわらず基本計画 様式2を広域応援消防機関に送信する。

※ 送信先： 第1、4ブロック→千葉市消防局警防部警防課（101-800-3109）

第2ブロック→千葉市消防局警防部救急課（101-800-3209）

第3ブロック→千葉市消防局指令管制室（101-800-3669）

②現地消防本部（被災地消防本部）から広域応援消防機関へ

別記様式1に記載された発生場所を管轄する消防（局）本部は、「千葉県消防広域応援要請書（基本計画：様式1に必要事項を記入）」を広域応援消防機関に送信する。

※ 送信先：千葉市消防局警防部警防課（101-800-3109）

① 応援可否状況

② 応援要請

広域応援消防機関

①広域応援消防機関から全消防（局）本部へ

「千葉県消防広域応援要請書（基本計画：様式1に必要事項を記入）」を送信する。

②広域応援消防機関から千葉県及び全消防（局）本部へ

「広域応援部隊出動状況連絡表（基本計画：様式3）」を送信する。

① 応援要請

② 出動状況

ブロック幹事消防機関

○ブロック幹事消防機関からブロック内の全消防（局）本部及び広域応援消防機関へ

「基本計画：様式1（必要事項を記入）」を送信する。

出動連絡

広域応援消防機関

○広域応援消防機関から千葉県へ

「基本計画：様式1」を送信する。（ブロック幹事消防機関から受信したものを転送する。）

千葉県消防広域応援隊旗の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第10条第2項の規定に基づき、千葉県消防広域応援隊旗の制式を次のとおり定める。

1 千葉県消防広域応援隊旗



サイズ 縦 70 cm × 横 100 cm

彩色 地 水色

県章 黒

消防章 黄

文字 千葉県消防広域応援隊 赤

2 広域応援統括指揮隊旗



サイズ 縦 70 cm × 横 100 cm

彩色 地 白

県章 黒

消防章 黄

文字 広域応援統括指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 4本

3 ブロック方面指揮隊旗



サイズ 縦 70 cm×横 100 cm

彩色 地 白

県き章 黒

消防章 黄色

文字 第 ブロック方面指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 1 本

千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第11条に基づく、その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項として、千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式を次のとおり定める。（平成23年9月20日 防第515号）

1 広域応援統括指揮隊腕章

（1）広域応援統括指揮隊長



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩 色

（ア）地 白色（反射素材）

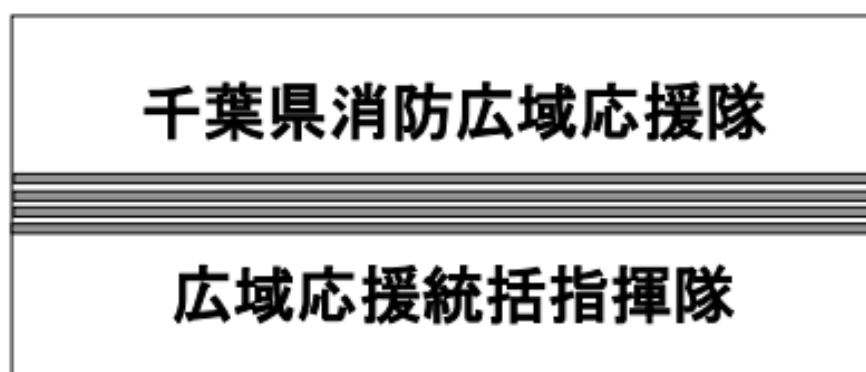
（イ）県記章 黒色

（ウ）消防章 黄色

（エ）文字 黒色

（オ）線 赤色（4本）

（2）広域応援統括指揮隊員



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩 色

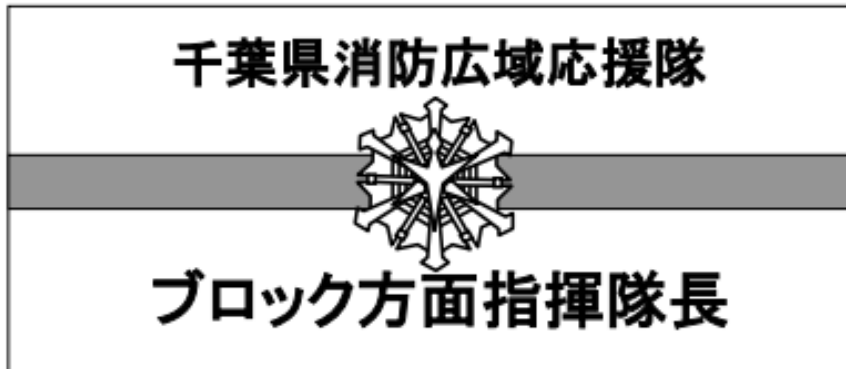
（ア）地 白色（反射素材）

（イ）文字 黒色

（ウ）線 赤色（4本）

2 ブロック方面指揮隊腕章

(1) ブロック方面指揮隊長



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩 色

(ア) 地 白色 (反射素材)

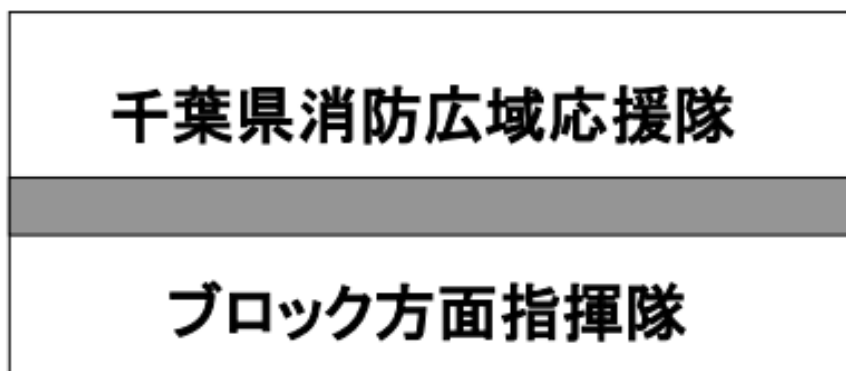
(イ) 県記章 黒色

(ウ) 消防章 黄色

(エ) 文字 黒色

(オ) 線 赤色 (1本)

(2) ブロック方面指揮隊員



ア サイズ 縦11cm×横45cm

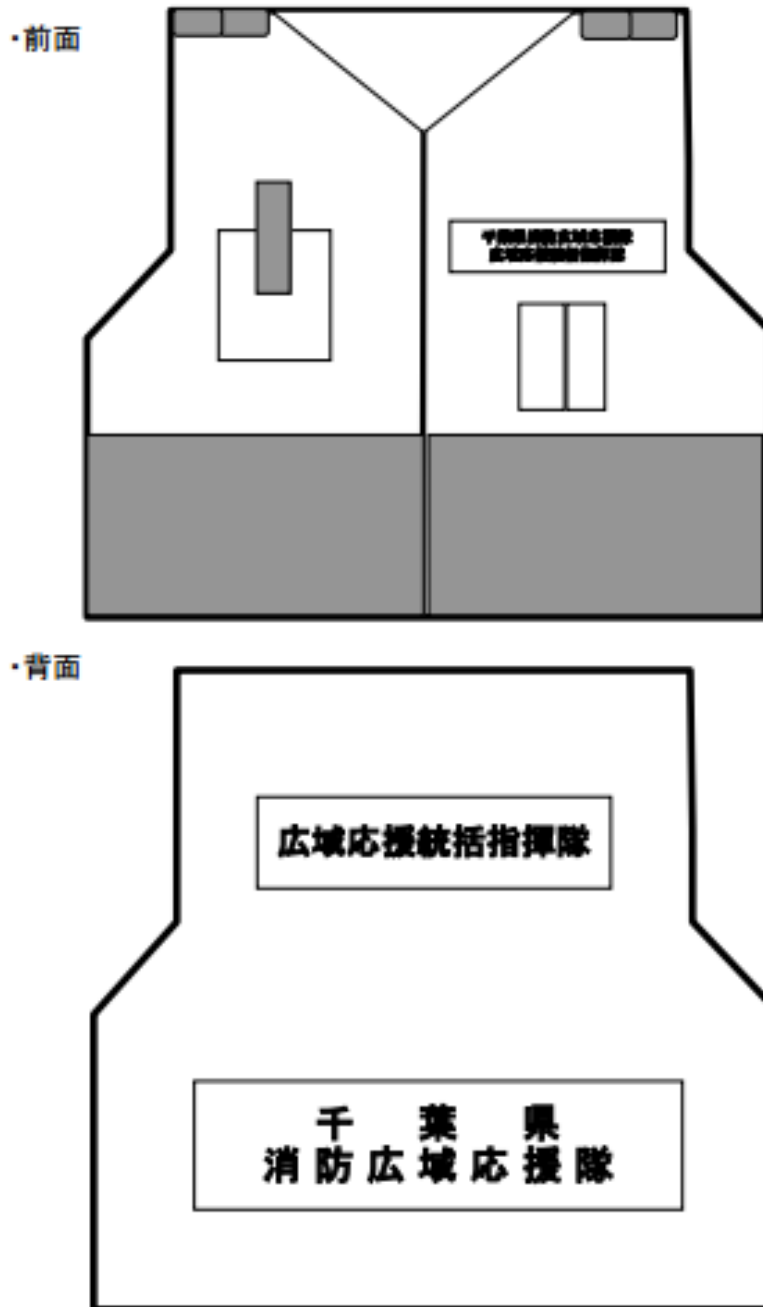
イ 彩 色

(ア) 地 白色 (反射素材)

(イ) 文字 黒色

(ウ) 線 赤色 (1本)

3 広域応援統括指揮隊ベスト



- ア 彩色（生地：メッシュ素材）
紺色、オレンジ色（前面下部）
- イ 名入れ（左胸・背面上下の3箇所）
 - （ア）地 灰色（反射素材）
 - （イ）文字 黒色

2-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和 61 年 5 月 30 日 消防救第 61 号
改正 平成 4 年 3 月 23 日 消防救第 39 号
改正 平成 5 年 3 月 26 日 消防救第 36 号
改正 平成 5 年 5 月 14 日 消防救第 66 号
改正 平成 6 年 4 月 1 日 消防救第 45 号
改正 平成 7 年 6 月 12 日 消防救第 83 号
改正 平成 8 年 6 月 28 日 消防救第 127 号
改正 平成 8 年 11 月 7 日 消防救第 244 号
改正 平成 9 年 3 月 19 日 消防救第 67 号
改正 平成 10 年 3 月 31 日 消防救第 47 号
改正 平成 11 年 3 月 26 日 消防救第 68 号
改正 平成 12 年 7 月 26 日 消防救第 202 号
改正 平成 12 年 12 月 25 日 消防救第 316 号
改正 平成 21 年 3 月 23 日 消防応第 97 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

（1）要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

（2）要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

（3）応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

（4）応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

（1）大規模な地震、風水害等の自然災害

- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに附随する救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要

請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときには、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1 及び別表2 のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第14 項第2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

2-5 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧

1 要請文書のあて先

区分	あて先	郵便番号	所在地
陸上自衛隊に対するもの	第1空挺団長	274-8577	船橋市薬円台 3-20-1
	高射学校長	264-8501	千葉市若葉区若松町 902
	第1ヘリコプター団長	292-8510	木更津市吾妻地先
	需品学校長	270-2288	松戸市五香六実 17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	238-0046	横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	277-8661	柏市藤ヶ谷 1614-1
	第21航空群司令	294-8501	館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	第1補給処長	292-0061	木更津市岩根 1-4-1

2 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 (駐屯地等名)			連 絡 責 任 者		電話番号 ()内は時間外	県 防 災 行政無線
			時間内 (8:00~17:00)	時間外		
県 内	陸 上 自 衛 隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内 線 218、236(302)	632-721 当)632-725
		高射学校 (下志津)	企画副室長	駐屯地 当直司令	千 葉 043-422-0221 内 線 203~205(302)	500-9661 当)500-9663
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内 線 215(301)	633-721 当)633-724
		需品学校 (松戸)	企画室副室長	駐屯地 当直司令	松 戸 047-387-2171 内 線 202、203(302)	636-721 当)636-723
	海 上 自 衛 隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内 線 2420(2424)	635-723
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	柏 04-7191-2321 内 線 2213(2220)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館 山 0470-22-3191 内 線 213、413(222)	634-721
	航 空 自 衛 隊	第1補給処 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内 線 303(225)	638-721 当)638-724
県 外	陸 上 自 衛 隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部 防衛班長	司令部 当直長	東 京 03-3933-1161 内 線 238、239(207)	
		東部方面航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立 川 042-524-9321 内 線 234(302)	
	海 上 自 衛 隊	横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3 幕僚室防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内 線 2543(2222)	637-721 637-723

(注) 緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

(1) 陸上自衛隊 東部方面航空隊(東京都立川駐屯地)

(2) 海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

2-6 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能

(陸上自衛隊航空機の能力基準)

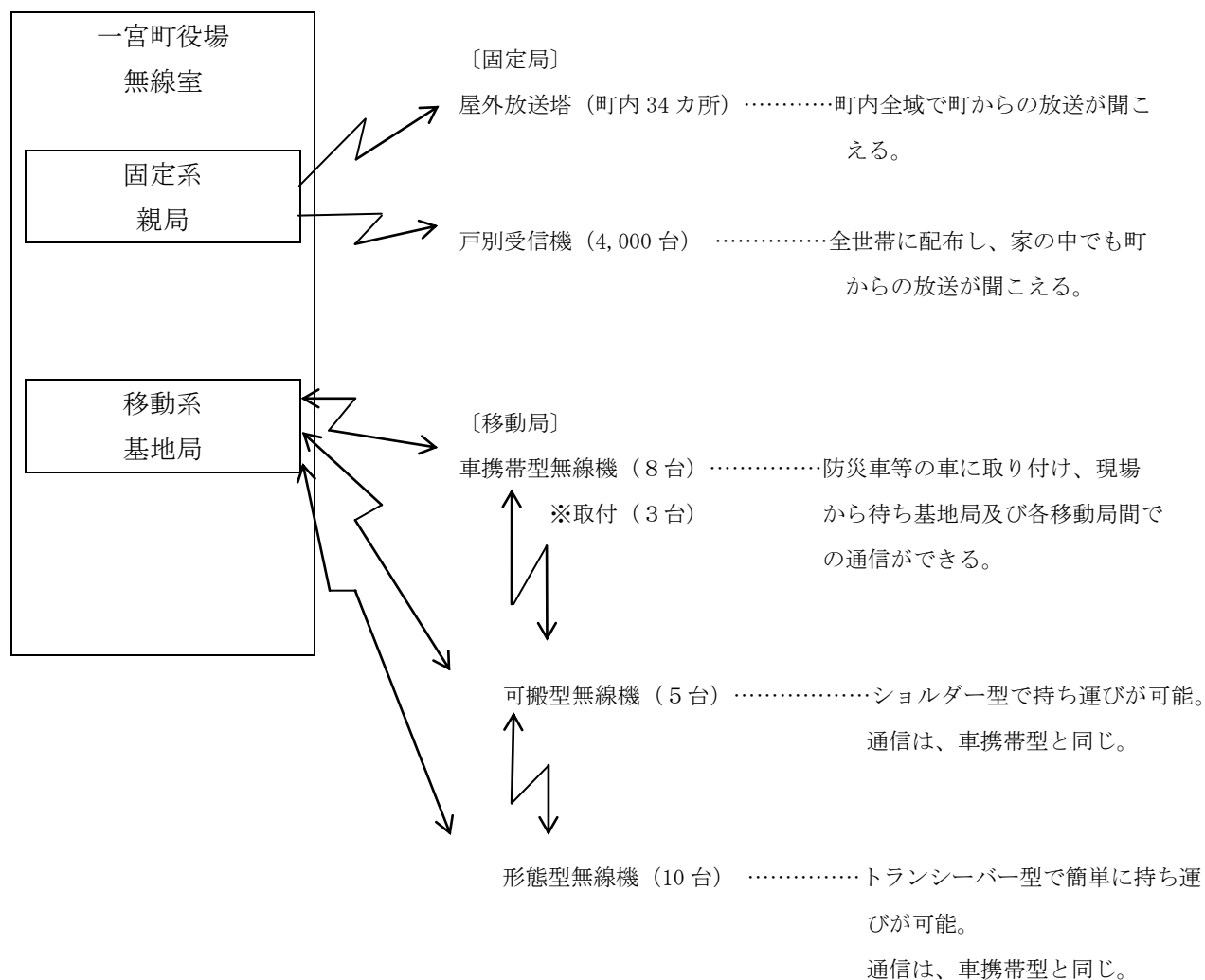
機種 区分		性 能					
		巡行速度 (km/h)	航続距離 (km)	乗員・燃料以外の有 効搭載重量 (kg) (搭乗可能人員)	離着陸所要地積 (長さ m×幅 m) (周囲に障害物が ない場合)	上昇限度 (m)	使用燃料
固定 翼機	LR-1 連絡偵察機	430	1,981	(5)	500×30		ジェット燃料
	LR-2 連絡偵察機	473	3,400	(8)	500×30	8,250	JP-4
回転 翼機	OH-6J 観測ヘリコプター	235	435	300 (3)	30×30	5,000	同上
	UH-1H 多用途ヘリコプター	222	467	1,000 (7)	36×36	5,000	同上
	UH-60JA 多用途ヘリコプター	248	1,200	(11)	50×50	4,600	同上
	CH-47J 輸送ヘリコプター	267	537	8,000 (35)	100×100	4,500	同上
備 考		1. 本表の諸元は、概ね標準状態におけるもので、使用目的・天候気象・地形等相互の関連により相当の変化がある 2. 夜間飛行の場合には、離着陸場に照明が必要である。 3. 夜間における偵察等の任務は、月明時のみ、ある程度可能である。					

2-7 ヘリコプター発着可能地点

名 称	所 在 地	座 標	施設管理者又は占有者	広 さ		最寄りの 消防署	備 考
	地名・地番			巾×長さ (m)	区分		
一宮小学校	一宮 2940	N 35° 22' 08" E140° 21' 55"	町教育委員会	60×49	中	2,000m	避難施設と隣接、 同一敷地
東浪見小学校	東浪見 1516-2	N 35° 21' 42" E140° 22' 58"	町教育委員会	65×48	中	5,400m	避難施設と隣接、 同一敷地、
一宮中学校	一宮 5052	N 35° 22' 18" E140° 21' 33"	町教育委員会	100×75	中	1,400m	避難施設と隣接、 同一敷地
臨海運動公園町営球場	一宮 10230-23	N 35° 22' 41" E140° 23' 25"	町教育委員会	90×90	中	5,000m	避難施設と隣接、 同一敷地
県立一宮商業高等学校	一宮 4204	N 35° 22' 17" E140° 21' 43"	千葉県教育庁	140×70	中	1,300m	避難施設と隣接、 同一敷地

[3 災害情報関係]

3-1 一宮町防災行政無線通信システム



3-2 一宮町防災行政無線（移動系）名称一覧表

1 基地局

種別	名称	設置場所（レコル番号）	担当課名
基地別	いちのみや	無線室	総務課
遠隔制御器（電話器）	〃	総務課（011）	〃
〃	〃	都市環境課（012）	都市環境課
〃	〃	産業観光課（013）	産業観光課
〃	〃	宿直室（014）	総務課

2 移動局

種別	名称	設置場所	担当課名
車携帯型（5W）	いちのみや1	防災車	総務課
	〃 2	道路パトロール車	都市環境課
	〃 3	取り外し中	総務課
	〃 4	取り外し中	〃
	〃 5	取り外し中	総務課
	〃 6	AD バン	総務課
	〃 7	取り外し中	総務課
	〃 8	取り外し中	総務課
可搬型トランシーバー5W	いちのみや101～104	無線室	総務課
	いちのみや105	南消防署	—
携帯型トランシーバー1W	いちのみや201～210	無線室	総務課

◎通信方法

（1）呼び出し

「相手局の呼出名称」

「こちらは」

「自局の呼出名称」

（2）応答

「相手局の呼出名称」

「こちらは」

「自局の呼出名称」

（3）直ちに受信しようとする場合は「どうぞ」を送信する。

一宮町防災行政無線【移動系】配備表

1. 基地局

設 置 場 所	呼出番号	種 別
保健センター記録保存室	0 0 0	基地局
総務課	0 1 1	遠隔制御機（電話機）
都市環境課	0 1 2	〃
住民課	0 1 3	〃
宿直室	0 1 4	〃

2. 災害時等配置箇所一覧【移動局】

配 置 場 所	呼出番号	無線機番号	無線機種別
一宮町保健センター（災害対策本部）	2 1 1	1 0 1	可搬型
一宮町G S Sセンター	2 1 2	1 0 2	可搬型
一宮中学校	2 1 3	1 0 3	可搬型
一宮小学校	2 1 4	1 0 4	可搬型
一宮町振武館	3 1 1	2 0 1	携帯型
南消防署	2 1 5	1 0 5	可搬型
防災車（5 6－3 6）	1 1 1	いちのみや1	車載型
パトロール車（5 6－3 9）	1 1 3	いちのみや3	車載型
AD バン	1 3 1	いちのみや6	車載型

現場用	3 1 2	2 0 2	携帯型
〃	3 1 3	2 0 3	携帯型
〃	3 1 4	2 0 4	携帯型
〃	3 1 5	2 0 5	携帯型
〃	3 1 6	2 0 6	携帯型
〃	3 1 7	2 0 7	携帯型
〃	3 1 8	2 0 8	携帯型
〃	3 1 9	2 0 9	携帯型
〃	3 2 0	2 1 0	携帯型

全局一斉 ***

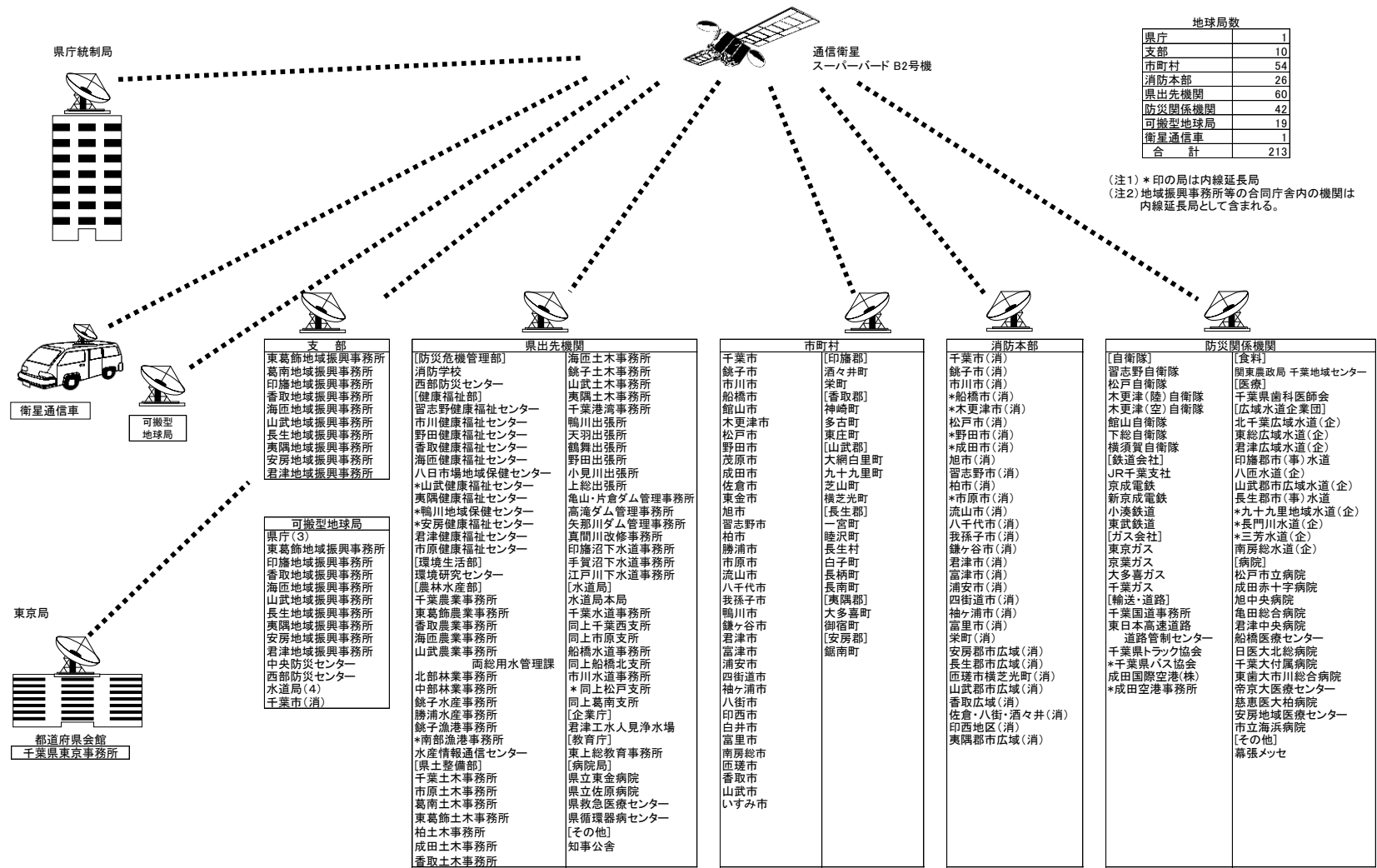
移動局一斉 9 9 9

3-3 防災行政無線野外放送塔建柱場所

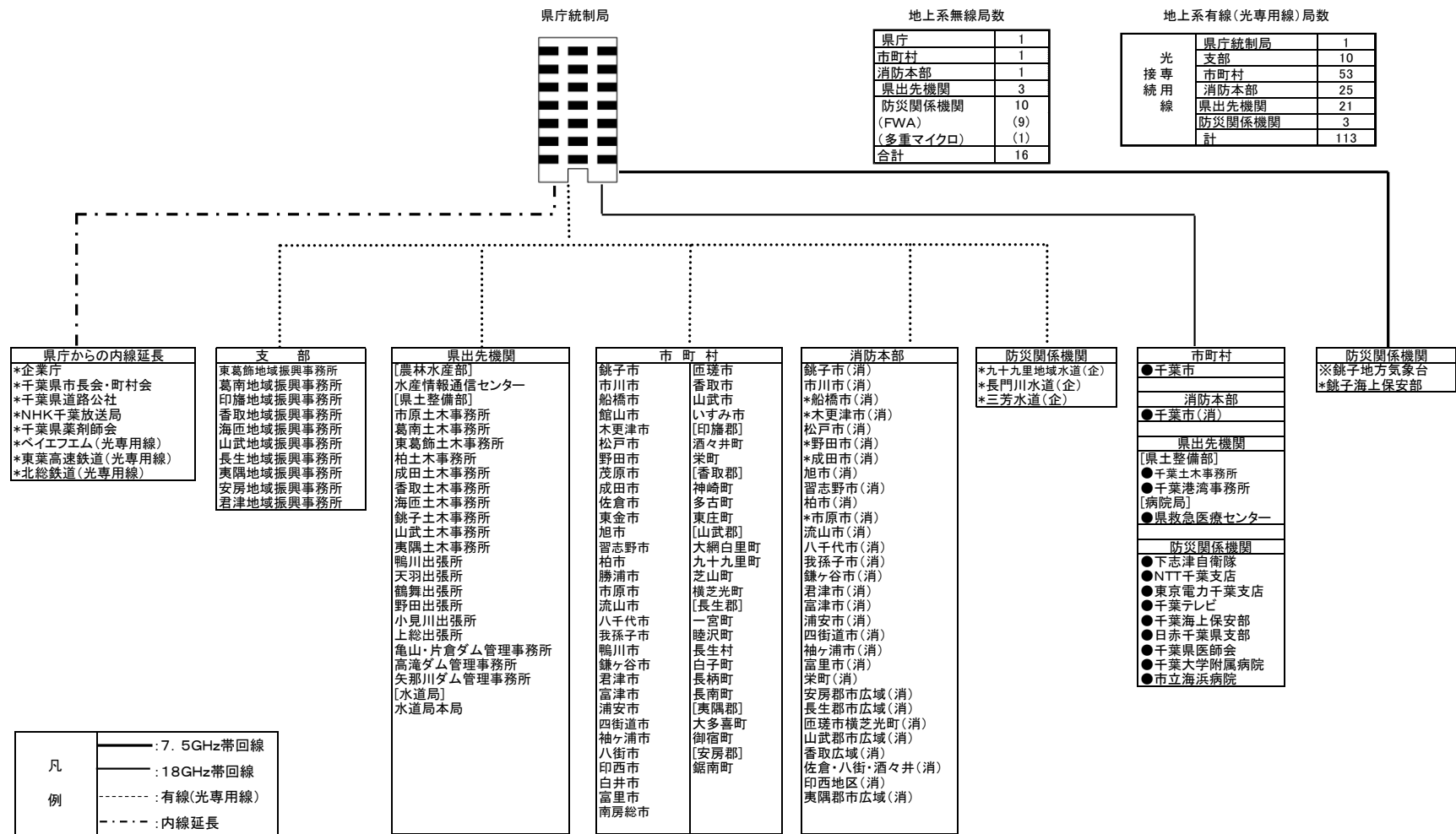
屋外子局番号	屋外子局名	所在地	柱種類	備考
1	網田	網田字旭原 487-1	パンザマスト	
2	鳴山	東浪見字太東 7357-1	〃	
3	釣青年館	東浪見字釣ヶ崎 75-1	スーパーポール	
4	批把畑集会所	東浪見批把畑 842-7	パンザマスト	
5	批把畑新田	東浪見 7226	〃	
6	東浪見コミュニティセンター	東浪見 1233-1	スーパーポール	
7	町営大村住宅	東浪見 7106-8	〃	
8	新熊新田	東浪見 6892-1		
9	新熊青年館	東浪見 4738	〃	
10	岩切集会所	東浪見 4013-1	パンザマスト	
11	北神ノ道	一宮 66-4	スーパーポール	
12	上の原集会所	東浪見 4842-1	〃	
13	原青年館	一宮 973-2	〃	
14	物見台	一宮 238-1	〃	
15	中の原集会所	一宮 2084-1	〃	
16	本給自治センター	一宮本給 2-21	〃	
17	一宮海水浴場	一宮字東三保松 10230-19	〃	
18	東部土地改良区記念碑	一宮 10755	〃	
19	一宮町営野球場	一宮 10230-23	パンザマスト	
20	波乗道路入口	新地甲 2508-11	スーパーポール	
21	長生第2排水機場	一宮 389-5	〃	
22	新地青年館	新地甲 2054-1	〃	
23	中之橋左岸	一宮 9871-26	〃	
24	船頭給公民館	船頭給 827	スーパーポール	
25	白山公園	白山 4	〃	
26	一宮小学校	一宮 3351-1	パンザマスト	
27	一宮中学校	一宮 5021-1	スーパーポール	
28	内宿青年館	一宮 4095-1	〃	
29	9区の1青年館	一宮 8445-1	〃	
30	南消防署	一宮 8665	〃	
31	西部土地改良区ポンプ場	一宮 7543-2	〃	
32	憩いの森	一宮 6783-1	〃	
33	役場	一宮 2457	パンザマスト	
34	田町	田町 17-1	〃	

3-4 千葉県防災行政無線（衛星系・地上系）

1 千葉県防災行政無線衛星系回線構成図（平成 24 年 4 月現在）



2 千葉県防災行政無線地上系回線構成図（平成 24 年 4 月現在）



(注1) ●印の局は地上系無線局(FWA)
(注2) ※印の局は地上系無線(多重マイクロ局)
(注3) *印の局は内線延長局
(注4) 地域振興事務所及び土木事務所等の合同庁舎内の機関は内線延長局として含まれる。

3-5 非常通信の利用方法

(1) 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

(3) 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

(4) 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

(5) 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

3-6 一宮アマチュア無線クラブ

会 長	住 所	コールサイン
藍 徳司	一宮町一宮 2071	J N 1 N N Z

3-7 広報車による広報チーム

番号	担当者	広報車ナンバー	呼出番号	呼出名称	備考
1	総務部広報班	14-45	1 1 1	いちのみや6	ADバン
2	総務部広報班	56-36	1 4 1	いちのみや1	防災車
3	総務部広報班	56-39	1 1 3	いちのみや2	道路パトロール車

3-8 気象観測所等

1 JR東日本千葉支社雨量観測箇所（一宮町内）

転倒マス型雨量 計 設 置 駅 名	転倒マス型雨量 計設置駅所在地	雨量数値表示 装置設置箇所	所 在 地	電話番号
上総一ノ宮駅	一宮 2640	大網保線技術センター	〒299-3242 千葉県山武郡大網 白里町金谷郷 33	0475(72)0312

2 千葉県水防テレメータ観測所（一宮町内水位観測所）

河川名	観測所名	位 置
一宮川	一宮川河口	長生郡一宮町新地字砂畑

[4 緊急輸送、避難施設関係]

4－1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第 76 条第 1 項(昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。)の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第 9 条(昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。)の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(以下「災害発生時等」という。)において、公安委員会は、災対法第 76 条第 1 項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第 24 条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされている。

この場合、災対法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両(道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。)及び地震法第 24 条に規定する緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)については、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。)第 33 条第 1 項又は大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年第 385 号。以下「地震法施行令」という。)第 12 条第 1 項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動(以下「災害時応急対策等」という。)を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16 年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策

- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
- b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
- c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- d 輸送及び通信に関する措置
- e 国民の生活の安定に関する措置
- f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア)届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

(イ)他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用人とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の（1）のア及びイの（ア）の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

エ 確認

前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署
	警察署長	高速道路交通警察隊本部 県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署
	警察署長	高速道路交通警察隊本部 県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長	本庁
	各地域振興事務所の地域振興課長	各地域振興事務所

③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行なうものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行なうものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

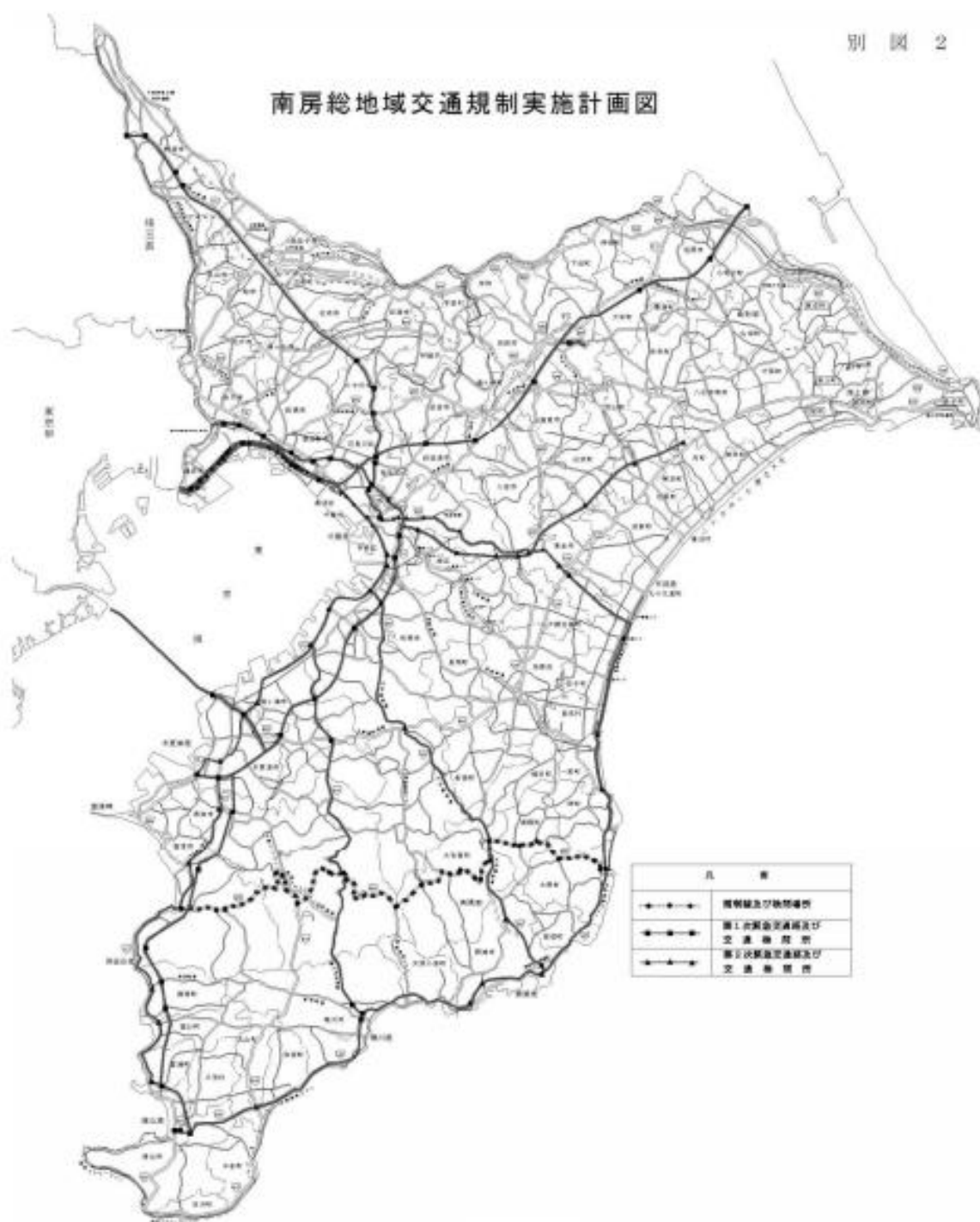
部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

※ 別記様式については、様式一覧を参照のこと。

4-2 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

項 目		内 容			
1	通行禁止区域	下記及び別図2のとおり、○印23箇所の車両通行止め規制線(国道465号線「国道297号及び国道410号線一部重複」)以南の地域とする			
2	緊急交通路	下記及び別図2のとおり、□印63箇所の交通検問所設置道路を第一次緊急交通路とし、道路の損壊状況等に応じ、△の国道を第二次緊急交通路として別に指定するものとする。			
3	実施方針	(1) 規制線上の検問場所において、被災地域への一般車両の流入を抑制する。(規制線をう回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を抑制する) (2) 別図の緊急交通路上の交通検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両(救助活動等の車両)の緊急交通路を確保する。 (3) 上記検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。 (4) 運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。			
4	規制線の流入抑	規 制 線	検 問 場 所	配置人員等	
				箇所	人員
		国道465号	○カサスト・○木戸泉前・○東海小学校・○山田郵便局前・○荻谷十字路・○大野入口・○行川交差点・○船子交差点・○八声交差点・○三又橋脇・○西畑小学校・○中野三又・○老川十字路・○黄和田トナリ西側・○名殿交差点・○名殿大橋北側分岐・○鍛冶屋商店前・○石井食堂南側・○清和駐在所脇・○西栗倉・○環三差路・○総丘カトリック入口・○湊交差点	23	115
		計	23	115	
	緊急交通路の確保	道 路 名	検 問 場 所	配置人員等	
				箇所	人員
		京葉道路 千葉東金道路 東関東自動車道 東京湾横断道路 富津館山道路 首都高速道路	□市川 IC 等流入口の全箇所及び潮来料金所等の一部	46	184
		国道127号	□外箕輪交差点・□佐貫交差点・□下佐久間三差路 □二部交差点・□多田良交差点・□千葉銀行前交差点	6	24
		国道128号	□南町交差点・□マツダオート千葉・□安馬谷交差点 □長狭高校入口・□ツバメ石油前	5	20
		国道410号 (県道千葉鴨川線含)	□高谷十字路交差点・□西条交差点	2	8
		国道16号	□金野井大橋取付部・□中里駐在所前・□柳沢 □カコー前交差点・□島田台十字路 □米本派出所前・□下市場交差点・□長沼交差点 □穴川十字路(R126号)・□広小路交差点(R14号)	10	40
		△国道357号	△舞浜交差点△県立衛生短大西側までの16箇所 △寒川大橋南側△千葉石油までの2か所	16 2	64 8
		△国道14号	△千葉西警察署入口△登戸交差点までの4箇所	4	16
		△国道16号	△千葉健康ランド前△桜井交差点までの6箇所	6	24
		△東金有料道路 △銚子連絡道路	△千葉東 IC△横芝光 IC までの9箇所	9	36
		△国道126号	△丘山小学校入口△有料道路ツバメ までの3箇所	3	12
		△国道127号	△外箕輪交差点・△佐貫交差点・△下佐久間三差路 △二部交差点・△多田良交差点・△千葉銀行前交差点	6	24
		△九十九里有料	△大網白里インター及び△波のり道路入口	2	8
		△国道128号	△釣三差路△行川アイランド前までの3箇所	3	12
		△国道297号	△市原埠頭入口△墨名交差点までの6箇所	6	24
計		□第一次緊急交通路 △第二次緊急交通路	63 57	252 228	
備 考	(1) 緊急交通路は、上記及び別図2のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道を第二次緊急交通路として別に指定するものとする。 (2) 上記検問場所は、信号機の交差点名とし、略称とした。				

南房総地域交通規制実施計画図



4-3 庁内車両一覧表

No.	所属課	車	両	番	号	車両メーカー	車名	名称
1	議会事務局	袖ヶ浦	300	つ	79-88	トヨタ	クラウンマジェスタ	議長車
2	総務課	〃	800	さ	56-36	〃	ハイラックスサーフ	防災車
3	〃	〃	580	き	27-98	スバル	プレオ	
4	〃	〃	50	ね	20-09	ホンダ	ライフ	
5	〃	〃	500	ぬ	99-59	トヨタ	プリウス	
6	〃	〃	400	す	38-56	ホンダ	パートナーバン	
7	〃	〃	400	す	14-45	ニッサン	ADバン	
8	〃	〃	300	ひ	635	トヨタ	エスティマハイブリッド	町長車
9	〃	〃	400	た	505	ニッサン	ADバン	
10	〃	〃	100	さ	10-24	トヨタ	ハイエースバン	
11	〃	〃	501	せ	63-16	〃	アクア	
12	〃	〃	300	み	23-21	〃	プリウス	
13	福祉健康課	〃	50	ち	7-01	ダイハツ	ムーブ	
14	〃	〃	500	ね	17-23	ニッサン	ウィングロード	
15	〃	〃	500	ね	17-24	〃	〃	
16	〃	〃	500	ぬ	80-94	スズキ	エブリイランディ	
17	保育所	〃	22	さ	26-37	ニッサン	シビリアン	児童送迎マイクロバス
18	〃	〃	580	つ	14	ホンダ	ライフ	
19	都市環境課	〃	400	さ	50-07	トヨタ	トヨエーストラック	
20	〃	〃	400	す	78-47	三菱	ランサーカーゴ	環境パトカー
21	〃	〃	40	ほ	61-17	ダイハツ	ハイゼットダンプ	
22	〃	〃	11	せ	11-89	イズ	エルフ	2tダンプ
23	〃	〃	800	さ	56-39	ニッサン	エクストレイル	道路パトロール車
24	〃	〃	480	か	85-54	スバル	サンバー	
25	産業観光課	〃	100	さ	19-70	トヨタ	ハイラックス4WD	
26	〃	〃	400	す	80-13	〃	サクシードバン	
27	教育委員会	〃	22	や	12-59	ヒノ	レインボー	一宮号
28	〃	〃	480	い	89-55	三菱	ミニキャブ	青色パトロールカー
29	〃	〃	480	く	13-05	スズキ	エブリイランディ	

4-4 一時避難場所・避難所（福祉避難所）開設予定地

区分	No.	施設名	住所	公・民	建築年	耐震	収容人員	構造	備考
避難所	1	一宮小学校	一宮町一宮 3351	公共	S53. S57. H17	○	55 人	鉄筋	図書室・家庭科室
	2	振武館	一宮町一宮 3404	公共	S59	○	114 人	鉄筋	
	3	一宮中学校	一宮町一宮 5052	公共	S38. H22（改修）	○	170 人	鉄骨	
	4	GSS センター	一宮町一宮 5072	公共	S61	○	495 人	鉄筋（一部鉄骨）	
	5	保健センター	一宮町一宮 2461	公共	H11	○	200 人	鉄筋	風水害時
	6	中央公民館	一宮町一宮 2460	公共	S47		200 人	鉄筋	風水害時
	7	東浪見小学校	一宮町東浪見 1516-2	公共	S49. H20	○	159 人	鉄骨	風水害時
一時避難場所	1	アジュールーノ宮	一宮町新地甲 2434-1	民間	H3. 11	○	659 人	鉄筋	
	2	一宮館	一宮町一宮 9241	民間	S 63. 12	○	117 人	鉄筋	
	3	東京電子健保上総一宮海浜保養所	一宮町一宮 10163	民間	S 63. 12	○	135 人	鉄筋	
	4	東京薬業くじゅうくり	一宮町一宮 10015	民間	H5. 11	○	193 人	鉄筋	
	5	ホテル一宮シーサイドオーツカ	一宮町一宮 10000	民間	S 63. 7	○	250 人	鉄筋	
	6	クレメンティア A&N	一宮町東浪見 6918 - 1	民間	S50. 2	○	177 人	鉄筋	
	7	リブコースト一宮	一宮町東浪見 6989 - 3	民間	S53. 6	○	235 人	鉄筋	
	8	グランドヴィュー・一宮	一宮町東浪見 60 - 1	民間	S61. 2	○	436 人	鉄筋	
	9	綱田集会所	一宮町綱田 2	民間	S61. 3	○	369 人	木造	
	10	一の宮カントリー倶楽部	一宮町東浪見 3166	民間	S47. 7	○	448 人	鉄筋	
	11	遍照寺境内	一宮町東浪見 3009	民間	H15. 4	○	382 人	木造	客殿含む
	12	本給望洋公園	一宮町本給 10 - 1	公共		—	100 人	広場	
	13	玉前神社境内	一宮町一宮 3048	民間	H20. 9	○	587 人	鉄筋	参集殿含む
	14	観明寺境内	一宮町一宮 3316	民間	S43. 10・S48. 10	○	250 人	鉄筋・木造	本堂・檀信徒会館
	15	一宮商業グラウンド	一宮町一宮 3287	公共		—	4685 人	—	
	16	船頭給県営住宅 4 階以上	一宮町船頭給 237	公共	H7	○	787 人	鉄筋	
	17	伊勢化学工業(株)一宮工場本事務所	一宮町一宮 10230-20	民間	H25. 7	○	171 人	鉄筋	屋上
	18	一宮町役場（新庁舎）	一宮町一宮 2457	公共	H26. 3	○	263 人	鉄筋	4 階・屋上
	19	八積小学校	長生村金田 2660	公共	S50. 3	○	1000 人		

[5 救援物資、医療、資機材、施設関係]

5-1 救援物資の備蓄状況

平成25年10月現在

東浪見小防災倉庫	
備品名	数量
投光機 玉	10
のこぎり大	5
のこぎり小	1
植木ハサミ	1
くわ	3
かけや	7
タンカ	5
消火栓開栓機	2
杭	24
ヘルメット	4
トラロープ	1 巻き
麻縄	1 巻き
浄水器	1
かま	10
カナテコ	5
簡易トイレ	40
トイレ用テント	12
給水タンク 1,000ℓ	4
チェーンソー	1
以下日赤備品	
毛布	81
日用品セット	52
バスタオル	84
救援品収納袋	20
ギフトボックス 小学	1
〃 中学	10

[illegible][illegible]

第3分団第1部消防機庫	
救助用アルミボート	1
救命胴衣	10

第 3 分団第 2 部消防機庫	
救助用アルミボート	1
救命胴衣	10

一宮排水機場	
救助用アルミボート	1
救命胴衣	9

5－2 補給水利及び応急給水用資機材の現況

1 補給水利の現況

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (リットル/日)	水源種別
長生郡市広域 市町村圏組合	山之郷 浄水場	長柄町山之郷 260-2	6,166	地下水
	皿木 浄水場	長柄町皿木 176	8,444	
	長南 浄水場	長南町岩蕪 1	2,890	
	真名 配水場	茂原市真名 1720	60,100	浄水受水

2 広域水道での給水車等の整備状況

事業主体名	種類	容量	数量
長生郡市広域 市町村圏組合	給水車	2.0	1
	給水タンク	2.0	1
	給水タンク	1.0	4
	給水タンク	0.5	5
	ポリタンク	20 リットル	200
	浄水装置	4.0	1

5－3 医薬品調達先

	名称	所在地	電話番号
町 内	(有) 加納屋薬局	一宮 2636-1	42-2037
	(有) 久我薬局	一宮 3068	42-3076
	ファーマシーニシオ	一宮 9401	42-6388
	ミキ薬局千葉一宮支店	一宮 3105	42-1801
	カドセン薬局	一宮 2995	42-6527
町 外	田中屋薬局	睦沢町上市場 1030-1	44-0010
	白井薬局	長生村金田 2591-1	32-4577

5-4 町内及び郡市内の救急医療機関

機 関 名		住 所	電 話	備 考
町 内	秋場医院	一宮町東浪見 1635	42-3323	
	内山医院	一宮町一宮 3060	42-2062	
	岡田眼科医院	一宮町一宮 3117	42-3529	
	清水医院	一宮町一宮 3101-2	42-2950	
	鈴木医院	一宮町一宮 3014	42-3111	
	長島医院	一宮町一宮 2551-6	42-8800	
	よねもと整形外科	一宮町一宮 2535	40-1065	
	市原歯科医院	一宮町一宮 3108	42-3406	
	一宮歯科医院	一宮町一宮 2475-1	42-6070	
	宇井歯科医院	一宮町一宮 3084	42-5155	
	植草歯科医院	一宮町一宮 2551-10	42-2105	
	清水歯科医院	一宮町一宮 3101-1	42-6480	
	町田歯科医院	一宮町一宮 2982-5	42-2251	
	いちのみやクリニック	一宮町一宮 2554-3	42-1616	
	藤島クリニック	一宮町一宮 2446-1	47-6056	
	K・Iクリニック	一宮町一宮 10884-1	42-7575	
町 外	長生診療所	長生村一松 1281-1	32-3303	
	長生八積医院	長生村金田 2583	32-3282	
	津谷クリニック	長生村宮成 2947-6	32-5645	
	睦沢診療所	睦沢町上市場 1504	44-2236	
	長生病院	茂原市本納 2777	34-2121	内科・外科・産婦人科・小児科・皮膚科・眼科・理学診科・放射線科・消化器科・脳神経科・麻酔科・泌尿器科・耳鼻咽喉科
	夜間救急病院	茂原市八千代 1-5-4	24-1010	

5－5 一宮町文化財一覧

1 国指定

	文化財名		特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
1	有形工芸品	梅寿双雀鏡 1面	白銅製、円形、経 20.5 cm、 緑の厚さ 0.35 cm 精巧		鎌倉時代 (1192～1333)	S23. 11. 14	一宮 3043	玉前神社		総南博物館

2 県指定

	文化財名		特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
1	有形彫刻	木造軍荼利明立像 1 軀	カヤ材の一木作り 像高 204 cm		平安 (794～ 1192) 末期	S33. 4. 23	東浪見 3446	東浪見	H3. 7	
2	無形民族 文化財	玉前神社神楽	土師 (はじ) 流、36 座 現在は 25 座		宝永 7 年 (1710)	S33. 4. 23	一宮 3048	玉前神社	H7. 9	
3		東浪見甚句	九十九里地曳網の豊漁 と船方の心意気を唄う		昭和 38 年 (1963)	S40. 4. 27	東浪見	東浪見甚句 保存会		
4	天然 記念物	軍荼利山植物群落	暖地性植物の北限、北方 系植物の南限、4 ha			S32. 1. 17	東浪見 3422-4 東浪見 3347-1 東浪見 3448 東浪見 3445	東浪見寺	S61. 3. 31	
5	有形 建造物	玉前神社社殿 1 棟 と棟札 1 枚	流れ入母屋権現造り 大唐破風、銅板葺き	大工棟梁 井上六兵衛 大沼権兵衛	貞享 4 年 (1687)	S51. 3. 23	一宮 3048	玉前神社	H63. 3. 31	

3 町指定

	文化財名		特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
1	有形工芸品	松喰鶴鏡（マツクヱツカガミ） 1 面	白銅製、円形、経 19.3 cm、 緑の厚さ 0.3 cm 写実的模様		平安時代 (794～1192)	S52. 10. 28	一宮 3048	玉前神社		総南 博物館
2		蓬莱鏡（ホウライキョウ）	白銅製、長方形、たけ 19 cm、 よこ 13 cm、緑の厚さ 0.3 cm		南北朝時代 (1333～1392)	S52. 10. 28	一宮 5146	東漸寺		総南 博物館
3		皇女和宮の駕籠 1 挺	和宮愛用の駕籠、4 人舁き、菊 の紋章		文久 2 年 (1862)	S52. 10. 28	一宮 5146	東漸寺		
4		萌黄緞胴丸 （モエギオトノマル）	甲冑（鍬型のかぶとと萌黄緞の よろい）		天保 14 年 (1843)	S56. 6. 17	一宮 3048	玉前神社		総南 博物館
5	有形彫刻	銅造阿弥陀如来立像 1 軀	金銅製、善光寺式三尊仏の中尊 総高 61 cm、像高 49 cm 精巧優 美		鎌倉 (1192～1333) 後期	S58. 11. 30	宮原 760-1	善光寺	不明	
6		銅造地藏菩薩座像 1 軀	青銅製、協和 2 年（1802）修理 総高 151 cm、像高 100 cm	武州 佐々木石見	聖徳 5 年 (1715)	S59. 9. 21	一宮 3316	観明寺	S61. 3	
7		地獄極楽欄間 3 面	昭和 42 年再建寺に極彩色に塗 替	伝、井上円徹	享保 (1716～1735)	S59. 9. 21	一宮 3316	観明寺	H7. 3	
8		仏壇	ケヤキ材、欄間の龍と飛天は精 巧、方 176 cm、44 cm	房州 後藤傳吉郎住兼	天保 8 年 (1837)	S59. 9. 21	船頭給 806	田中治衛		
9		石造庚申塔	青面（ショウモン）金剛、日月、三 猿双鳥 塔高 100 cm、幅 44 cm		元禄 9 年 (1696)	S60. 2. 15	一宮 3316	観明寺	S63. 3. 31	
10		欄間彫刻 3 面 置物 1 点	ケヤキ材、鳩に三枝の札、鳥に 反哺の孝などの図柄	房州 武志伊八郎 3 代 信美	慶応 3 年 (1867)	S60. 3. 29	一宮 3190	中村ふみ		
11	有形建造物	観明寺の水車 1 棟	建物は入母屋造、瓦葺 水車石の彫刻精巧		安永 8 年 (1779)	S62. 7. 14	一宮 3316	観明寺		
12		観明寺四足門 1 棟	規律間型、箱棟、銅板葺、臺股 に沢瀉（ササガ）紋		延宝のころ (1673～1681)	S52. 10. 28	一宮 3316	観明寺	S62. 3	

	文化財名		特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
13	有形 古文書	正木時通の制札 1 葉	占領地の治安維持・守護不入の高札	勝浦城主の弟 正木時通	永禄 7 年 (1564)	S52. 10. 28	一宮 3316	観明寺	H7. 3	
14		里美義頼の寄進状 1 葉	戦乱で焼失した玉前神社に新宮地の寄進状	館山城主 里美義頼	天正 10 年 (1852)	S52. 10. 28	一宮 3048	玉前神社		
15		豊臣秀吉の禁制 1 葉	占領地の治安維持のための高札	豊臣秀吉	天正 18 年 (1590)	S52. 10. 28	一宮 3316	観明寺	H7. 3	
16		東浪見・中原境界の裁許状	戦国末期の村境争いの裁許状	里美義頼 土岐大膳	天正 13 年 (1585)	S58. 1. 29	東浪見 1161	秋葉 淳		
17		地曳網豊漁祈願御名前帳 1 冊	東浪見から真亀まで 63 統の網主帳	南宮神社 白鳥斎宮	文政 5 年 (1822)	S61. 12. 12	宮原 3048	南宮神社		
18		長柄郡網田村 5 人組帳 1 冊	年貢納入、犯罪防止の連帯責任 15 葉	網田村役人	文政元年 (1818)	S61. 12. 12	網田 477	関 正和		
19		船頭給村宗門人別書上帳 1 冊	切支丹禁宗 44 葉	船頭給村役人	嘉永 7 年 (1854)	S63. 12. 23	船頭給 806	田中治衛		
20	有形民俗文化財	諏訪神社の紙細工	信州諏訪の景観の再現 (7 月 26 日の祭礼に奉納)		不詳	S56. 6. 17	新地 2063	諏訪神社 紙細工 保存会		
21	有形 絵画	万国地球輿地全図	紙本天文図、球体彩色 たて 121 cm、よこ 160 cm	薩摩 天文生 石塚崔高	享和 2 年 (1802)	S59. 9. 21	船頭給 806	田中治衛		
22		釈迦涅槃図 1 幅	紙本、極彩色 たて 238 cm、よこ 160 cm	伝、狩野守景	天文 3 年 (1738)	S60. 2. 15	一宮 3316	観明寺	S7. 3	
23		網田・椎木溜井争論図	用水争論図 たて 107 cm、よこ 100 cm		延宝 4 年 (1676)	S61. 12. 12	網田 477	関 正和		
24		船頭給村土地利用図	新田開発の年代、田、畑、芝地 用水棟の概況図	船頭給村 田中豊司	嘉永年中 (1848～1854)	S62. 3. 25	船頭給 806	田中治衛		

	文化財名		特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
25	有形 歴史 資料	岩沼高塩浜帳写 1 冊	大多喜藩本多領九十九里沿岸 36 か村、塩納資料 19 葉		文化 8 年写 (1811)	S63. 12. 23	船頭給 806	田中治衛		
26	記念 物 史 跡	加納久宜の墓 1 基	一宮藩 16 代藩主の墓、神道葬 祭ドーム型、薩摩風灯籠 1 対		大正 11 年 (1922)	S50. 4. 28	一宮 2943	一宮町	H1. 3	
27		高藤山城址と古墳の碑 1 基	権上総介平広常の居城址と県 下有数の板碑	板碑 撰 古賀茶谿 書 江戸安清	文久 2 年 (1862)	S53. 3. 21	一宮	御園生輝夫 ほか	不明 (下) H6. 9	山 頂 立 看 板 あ り
28		洞庭湖記念碑 1 基	一宮用水修造記念碑 里程表		天保 15 年 (1844)	S56. 6. 17	一宮洞庭	一宮町	損壊	要新設
29		一宮城址	戦国末期から幕末までに城、陣 屋ともに三度構築	脇坂安元とも 加納久儔	戦国末期 明暦 3 年 寛政 6 年	S62. 3. 25	一宮 3403-3	一宮町		
30		加納公の碑								
31		芭蕉の句碑	根府川石 (大成岩) 縦、横 170 cm、代石高 23 cm	河野五郎兵衛	元禄元年 (1688)	H4. 1. 14	一宮 3048	玉前神社		
32	記念 物 遺 跡	貝殻塚貝塚	外洋性貝塚の特色		縄文晩期 (およそ 3000 年前)	S53. 3. 21	一宮貝殻塚	飯塚保郎 ほか	不明	
33	無 形 民 族 文 化 財	上総とんび	相伝技術の伝承、凧の下絵 350 枚、木版 80 面	創始者 重石衛門	寛政 3 年以降 (1791)	S50. 4. 28	一宮 2969	嵯峨野 武		
34		船頭給獅子舞	五穀豊穰、悪疫退散の祈祷 神楽、二人舞、江戸神楽の系統		元文 3 年ごろ (1738)	S50. 4. 28	船頭給	船頭給獅子 舞保存会		

[6 消防・水防・危険物施設等]

6－1 消防団員現況

階級 区分	支団長	副支団長	支団本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
支団本部	1	1	1						3
第1分団				1	1	4	4	51	61
第2分団				1	1	4	4	49	59
第3分団				1	1	3	3	42	50
合 計	1	1	1	3	3	11		156	173

6－2 一宮町内班別水利状況

地区	第1分団				第2分団				第3分団		
班	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
貯水槽	10	3	2		7	11	7	3	5		6
消火栓	16	12	15	12	16	20	20	9	35	20	23
河川	1				1				1		
湖・その他	5				8				1		

6－3 一宮町消防機械の現況

種別		普通消防車	積載車	小型消防ポンプ
所属	第4支団	0	11	11
	役場	0	0	0
計		0	11	11

6-4 一宮町貯水槽一覧表

一宮地区		東浪見地区	
地 区 名	貯 水 槽	地 区 名	貯 水 槽
上宿	2	新熊	1
中宿	8	岩切	1
下宿	4	大村	3
内宿	1	権現前	1
本給	2	綱田	9
細田	1	釣	1
奥谷	3		
待山	1		
野中	2		
関東台	2		
上の原	2		
下の原	2		
宮原	1		
船頭給	3		
新地	2		
下村	1		
東台場	1		
一宮地区合計	38	東浪見地区合計	16
一宮町貯水槽 合計		54	

6-5 一宮町消火栓一覧表

一宮地区		東浪見地区	
地 区 名	消 火 栓	地 区 名	消 火 栓
宮原	10	矢畑	11
白山	3	新熊	15
新地	20	岩切	6
船頭給	16	大村	8
野中	7	枇杷畑	4
待山	4	権現前	8
細田	4	稲荷塚	4
奥谷	4	原	5
道祖神	4	上宿	1
関東台	2	釣	11
内宿	3	綱田	8
柚の木	1		
本給	2		
下宿	7		
中宿	15		
上宿	4		
老女子	3		
田町	4		
下村	9		
海岸	12		
東台場	13		
上の原	9		
中の原	9		
下の原	10		
一宮地区合計	175	東浪見地区合計	81
一宮町消火栓 合計		256	

6-6 防火地域・準防火地域内の建築規制基準

1 防火地域・準防火地域内の建築規制

	対	象	構 造
防火地域	1 階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物	3に掲げる建築物を除く	耐火建築物
	2 その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50㎡以内の平屋建ての附属建築物 (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど (3) 高さ2mを超える門又は塀で、不燃材料で造り又はおおわれたもの (4) 高さ2m以下の門又は塀		制限なし
	4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの		主要部分を不燃材料で造り又はおおう。
準防火地域	1 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物	卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど	耐火建築物
	2 延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 地階を除く階数が3である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物
	4 1、2、3以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分	防火構造 不燃材料で造るか、おおう。
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限			
1 屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。(建築基準法第63条)			
2 開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。(建築基準法第64条)			
3 外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。(建築基準法第65条)			

2 防火地域、準防火地域の指定状況

防火地域	—
準防火地域	7.6

(平成23年4月1日現在、単位 ha)

6-7 重要水防区域

河川	重要度		重要水防区域	延長		想定される水防 工法又は対策
	種別	階級	地先名	右岸	左岸	
二級 一宮川	堤防高	B	長生郡陸沢町寺崎～松潟堰	620	40	積み土のう工

6-8 水防倉庫の備蓄資機材

1 消防団（第3分団第1部消防機庫）

番号	資機材	数量	備考
1	救助用ボート	1	
2	救命胴衣	10	

2 消防団（第3分団第2部消防機庫）

番号	資機材	数量	備考
1	救助用ボート	1	
2	救命胴衣	10	

6-9 水防資機材の調達先

種類	店名	住所	電話	備考
金物類	荒留商店	一宮 3070	42-3174	
	高原商事（株）	一宮 3063	42-2771	
	音羽屋（株）	一宮 2772	42-3725	
杭 類	（有）長谷川木材	東浪見 5958	42-3044	
	（有）田中木材	宮原 814	42-4657	
	（有）やまき木材	東浪見 5258	42-4333	
縄 類	小川竹店	宮原 790	42-3182	
	荒留商店	一宮 3070	42-3174	
	高原商事（株）	一宮 3063	42-2771	
	音羽屋（株）	一宮 2772	42-3725	
	斉長商店	一宮 3091	42-3265	

6-10 危険物製造所等の設置状況

区分	製造所	貯蔵所							小計	取扱所			小計	合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵	屋外タンク貯蔵	地下タンク貯蔵	簡易タンク貯蔵	移動タンク貯蔵	屋外貯蔵所		給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所		
件数			5	2	8		2	1	18	3		7	10	28

[7 災害危険箇所等]

7-1 土砂災害警戒区域等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
1	長生郡一宮町東浪見	大村	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 23 日	千第 212 号	千第 214 号
2	長生郡一宮町一宮	一宮 4	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 23 日	千第 212 号	千第 214 号
3	長生郡一宮町一宮	一宮 13	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 23 日	千第 212 号	千第 214 号
4	長生郡一宮町一宮	一宮 14	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 23 日	千第 212 号	千第 214 号
5	長生郡一宮町一宮	一宮 15	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 23 日	千第 212 号	千第 214 号

7-2 急傾斜地崩壊危険区域

地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
西門前台	西門前台	3,701.00	昭和52年10月18日	45	千第673号

7-3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）※は土砂災害警戒区域等指定済

箇所番号	箇所名	所在地（字名）	土木事務所名
I-1386	一宮小学校	一宮	長生土木事務所
III-0260	一宮33	一宮	長生土木事務所
III-1201	一宮34	一宮	長生土木事務所
II-3073	一宮16	一宮奥谷	長生土木事務所
II-3074	一宮17	一宮奥谷	長生土木事務所
II-3075	一宮18	一宮奥谷	長生土木事務所
II-3076	一宮19	一宮奥谷	長生土木事務所
II-3077	一宮20	一宮奥谷	長生土木事務所
II-3078	一宮21	一宮奥谷	長生土木事務所
II-3079	一宮22	一宮奥谷	長生土木事務所
II-3080	一宮23	一宮奥谷	長生土木事務所
II-3061	一宮2	一宮細田	長生土木事務所
II-3062	一宮3	一宮細田	長生土木事務所
II-3064	一宮6	一宮細田	長生土木事務所
II-3069	一宮12	一宮細田	長生土木事務所
II-3070	※一宮13	一宮細田	長生土木事務所
II-3071	※一宮14	一宮細田	長生土木事務所
II-7084	一宮5	一宮細田	長生土木事務所
II-7085	一宮7	一宮細田	長生土木事務所
II-3081	一宮24	一宮松子	長生土木事務所
II-3082	一宮25	一宮松子	長生土木事務所
I-0811	西門前台	一宮西門前台	長生土木事務所
I-1561	※一宮4	一宮内宿	長生土木事務所

箇所番号	箇所名	所在地（字名）	土木事務所名
II-3067	一宮10	一宮内宿	長生土木事務所
II-3083	一宮26	一宮本給	長生土木事務所
II-3084	一宮27	一宮本給	長生土木事務所
II-3085	一宮28	一宮本給	長生土木事務所
II-3086	一宮29	一宮本給	長生土木事務所
I-0810	一宮1	一宮本給大坂	長生土木事務所
II-3065	一宮8	一宮柚ノ木	長生土木事務所
II-3072	※一宮15	一宮柚ノ木	長生土木事務所
II-3087	一宮30	一宮柚ノ木	長生土木事務所
II-3088	一宮31	一宮柚ノ木	長生土木事務所
II-3089	一宮32	一宮柚ノ木	長生土木事務所
II-3066	一宮9	一宮老女子	長生土木事務所
II-3068	一宮11	一宮老女子	長生土木事務所
II-3095	綱田5	綱田吹上	長生土木事務所
II-3096	綱田6	綱田吹上	長生土木事務所
II-3097	綱田7	綱田吹上	長生土木事務所
II-3098	綱田8	綱田吹上	長生土木事務所
II-3094	綱田4	綱田西原	長生土木事務所
II-3092	綱田1	綱田堂見谷	長生土木事務所
II-3093	綱田2	綱田堂見谷	長生土木事務所
II-7086	綱田3	綱田堂見谷	長生土木事務所
II-3090	東浪見1	東浪見	長生土木事務所
III-0261	東浪見2	東浪見	長生土木事務所
I-0812	※大村	東浪見大村	長生土木事務所

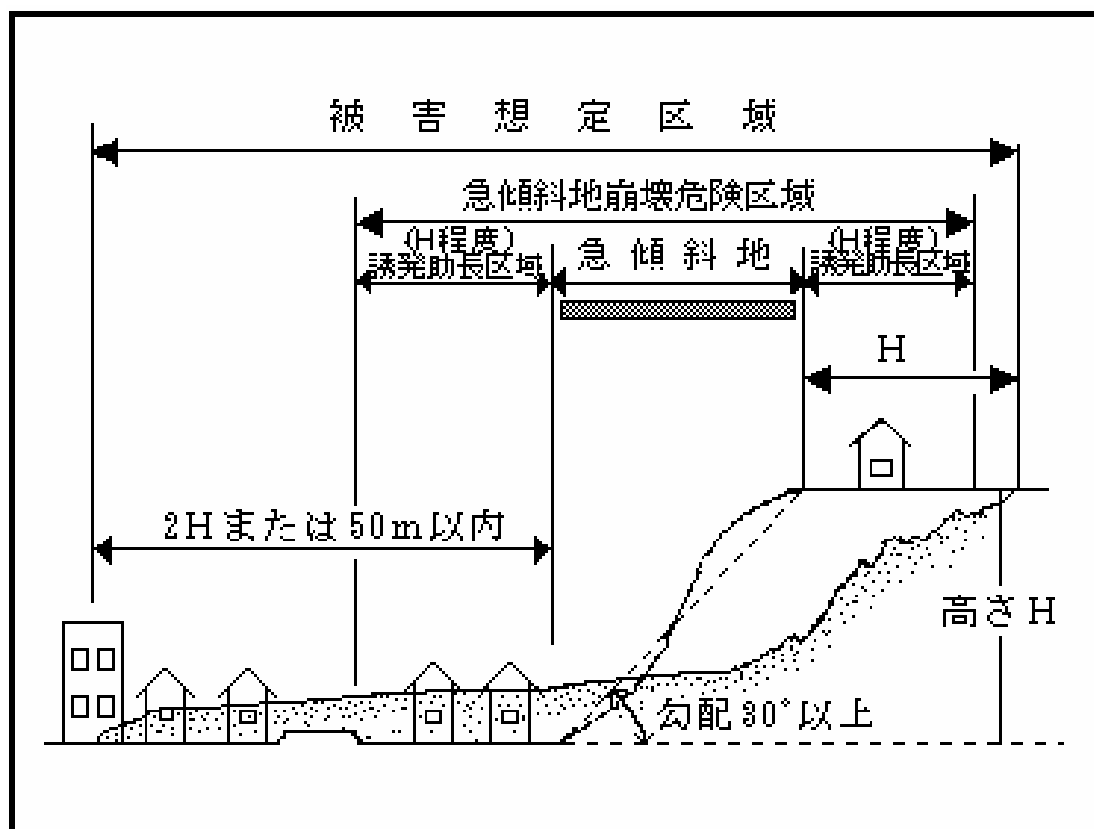
7－4 山腹崩壊危険地区

管理事務所	国有林・民有林	市町村番号	地区番号	大字	字
北部	民有林	421	001	一宮	城ノ内
北部	民有林	421	002	一宮	中細田
北部	民有林	421	003	一宮	上細田
北部	民有林	421	005	細田	大谷
北部	民有林	421	006	東浪見	権現堂
北部	民有林	421	007	番細工	神振
北部	民有林	421	008	東浪見	軍荼利
北部	民有林	421	009	綱田	久保ノ谷

7-5 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

急傾斜地崩壊危険区域指定基準は、次の各号に該当する崖について、知事が必要と認めるものとする。

- (1) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (2) 急傾斜地の高さが5 m以上のがけ
- (3) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



[8 災害報告等関係]

8-1 被害情報報告一覧

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		県等が広域的に応急対策を行うために必要な次の重要かつ緊急性のある情報（部分情報、未確認情報も可） 1 人的被害 2 住家被害（全壊・半壊・床上浸水） 3 公共施設等被害 4 危険物施設被害（爆発・漏洩等） 5 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの） 6 輸送関連施設被害 7 ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害） 8 火災（地震による火災発生の場合に限る。） * 上記 1～8 に係る被害の発生・拡大の見込み、応急対策の状況、復旧見込等を含む。 9 避難状況、救護所開設状況 10 災害対策本部設置等の状況 11 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの	① 覚知後直ちに ② 第 1 報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難等の状況	① 原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで[端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10 日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後 10 日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4 月 1 日現在で明らかになった 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告	4 月 20 日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力又は F A X]

8－2 被害の認定基準

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備 考	災害詳細報告
人的被害	共 通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害詳細報告
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1 当該災害による負傷者が、発災後４８時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。		
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。	住家被害詳細報告
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。 3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。		
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。		
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。		
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
非 住 家 被 害	共 通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	社会福祉施設被害詳細報告 その他被害詳細報告
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	商工被害詳細報告 その他被害詳細報告
り災世帯		1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家被害詳細報告
り災者		り災世帯の構成員とする。		
そ の 他 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1 箇所として被害に計上する。	文教施設被害詳細報告
	病院	医療法第 1 条 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。		病院被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2 道路冠水は被害には含めないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。		
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	溢水は被害に含めないが、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」には含めない。	港湾施設等被害詳細報告
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	公共土木施設被害詳細報告
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	清掃施設被害詳細報告
	がけくずれ			がけくずれ被害詳細報告
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。	鉄道被害詳細報告
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他の被害	海岸	海岸法（昭和３１年５月１２日法律第１０１号）第２条第１項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
	地すべり	地すべり等防止法（昭和３３年３月３１日法律第３０号）第２条第３項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年７月１日法律第５７号）第２条第２項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備 考	災害詳細報告
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	水道被害詳細報告 (市町村、県水道)
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	電気被害詳細報告
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	電話被害詳細報告
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	ガス被害詳細報告
	ブロック 石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		その他被害詳細報告
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。		その他被害詳細報告
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		
	畑の冠水			
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		火災発生状況報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。		
	公立文教施設	公立の文教施設とする。		
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（1箇所の災害復旧工事の事業費が40万円未満のものは加算しない。）	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては120万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないものは加算しない。）	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。		
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。		
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。		
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。		
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。		
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備 考	災害詳細報告
活動体制	災害対策本部設置	報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。 1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。 2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。） 3 また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。	確定報告については、同一災害についてとられた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。	
	本部設置前の体制	報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。 1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。 2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。） また、体制を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。		
	活動人員	報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の延べ人数を報告する。		

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備 考	災害詳細報告
避難等	共 通	避難の種別ごとに、「避難地区数」、「避難の日時」、「避難世帯数」、「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。		避難状況詳細報告
	指示	災害対策基本法第 60 条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他法令に基づくもの。	気象情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示、勧告。	
	勧告	災害対策基本法第 60 条に基づく避難のための立ち退きの勧告、その他法令に基づくもの。		
	自主避難	上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難。（上記勧告又は指示に該当しない呼びかけによる避難を含む）	気象予警報等により避難、家屋損壊による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、呼びかけ。	
	避難地区数	勧告又は指示においては、発令の対象地域又は区域の数を報告する。 自主避難にあつては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	避難の日時	最初に勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
		警戒区域の設定	災害対策基本法第 6 3 条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	
	避難所	報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・救護所開設状況報告
	災害救助法	災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。		

8-3 千葉県被害情報等報告要領 (※町関係個所のみ抜粋)

第1 総則

1 目的

この要領は、千葉県地域防災計画（風水害等編、震災編）に基づき、千葉県災害対策本部事務局（県災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）の被害情報等の収集方法及び千葉県災害対策本部事務局へのこれら情報の報告方法と様式を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）
- (2) 部門担当部：千葉県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- (3) 支部総務班：千葉県災害対策本部各支部総務班（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）
- (4) 事務所：千葉県災害対策本部支部各事務所（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）

表1

支部区分		災害対策本部未設置の場合
千葉支部		消防地震防災課（防災政策室）
葛南支部		葛南県民センター県政情報課
東葛飾支部		東葛飾県民センター県政情報課
北総支部	（香取・海匝を除く北総区域）	北総県民センター県政情報課
	香取事務所	香取事務所
	海匝事務所	海匝事務所
東上総支部	（山武・夷隅を除く東上総区域）	東上総県民センター県政情報課
	山武事務所	山武事務所
	夷隅事務所	夷隅事務所
南房総支部	（安房を除く南房総区域）	南房総県民センター県政情報課
	安房事務所	安房事務所

- (5) 防災関係機関：指定（地方）公共機関、ライフライン機関（鉄道、バス、空港、電気、ガス、水道、電話）、その他防災上重要な施設の管理者（病院、学校、社会福祉施設等）
- (6) システム端末：千葉県総合防災情報システム端末

3 報告体系

(1) 報告基準

所管する区域内で基準に該当する災害を覚知後、原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を迅速に報告する。

部分情報、未確認情報であっても報告するものとし、訂正、補足、修正等については、その都度迅速かつ適切に報告する。

なお、状況により、本部事務局から報告を依頼することもある。

ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が他県にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、他県においては同一災害で大きな被害をもたらしているもの。

イ 個別基準

- (ア) 震度4以上を観測した地震。
- (イ) 津波注意報又は警報が発表されたとき。
- (ウ) 風水害
 - a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - c 暴風等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
- (エ) 雪害
 - a 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - b 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

(2) 報告先

報告先については、別表「報告先一覧」を参照する。

(3) 報告様式の内容と報告時期

ア 災害緊急報告

災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害の具体的な対応状況の報告をする必要がある場合は、この様式を用いる。

(ア) 内容

市町村の場合

- 1 庁舎等の状況
- 2 災害規模概況
 - ① 災害の発生場所
当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び発生日時を記入する。
 - ② 概況
 - a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
 - b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
 - c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
 - d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
 - e その他これらに類する災害の概況
 - ③ 被害の状況
当該災害により生じた人的被害、住家被害及び火災発生の有無について記入する。併せて、判明している事項については具体的に記入すること。
- 3 応急対策の状況
当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入すること。
 - (例) ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・ボランティアセンター設置・ボランティアの活動状況
 - ・その他関連事項
- 4 措置情報
 - ① 災害対策本部等の設置状況
 - ② 避難勧告・指示の状況
 - ③ 避難所の設置状況

部門担当部・防災関係機関の場合

個別の災害現場の概況、及び当該災害の具体的な対応状況等を内容とする。

(イ) 報告時期

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告することとする。

イ 災害総括報告

(ア) 内容

所管区域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

(イ) 報告時期

a 基準時報告

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告する。

b 定時報告

報告基準に該当する災害覚知後、原則として 1 日 2 回、9 時及び 15 時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

c 確定時報告

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

d 年報

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

ウ 災害詳細報告

(ア) 内容

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、住民避難状況等）の詳細とする。

(イ) 報告時期

災害総括報告の報告時期の例によるものとする。

(4) 報告経路概要

全体の報告体系は別図「報告経路概要図」を参照する。

部門担当部の報告経路は別図「被害情報伝達経路（部門情報）」を参照する。

支部・市町村の報告経路は別図「被害情報伝達経路（支部・市町村情報）」を参照する。

(5) 被害の認定基準

別表「被害の認定基準」に基づき判定するものとする。

4 報告者の選任

- (1) 県は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。

ア 総括責任者

各部で 1 名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。

イ 報告者

各部の班及び支部を構成する班で 1 名以上選任され、被害情報等の報告を取り扱う者。

- (2) 市町村は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。

ア 総括責任者

各市町村において 1 名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。

イ 報告者

各市町村において所掌事務等を勘案して選任され、その所掌の被害情報等報告を取り扱う者。

- (3) 防災関係機関は、平素から被害情報等の報告を取り扱う者を定めるように努めること。

5 通信運用

本要領による報告の電話・ファクシミリ等による通信運用は、別途定める「千葉県災害通信運用マニュアル」により行う。

6 システム端末による報告

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

第2 本部事務局の被害情報等収集・報告

～ 省略 ～

第3 県（部門担当部・支部総務班・本部事務局現地派遣班）の報告

～ 省略 ～

第4 市町村の報告

1 基本事項

市町村は、災害対策基本法第53条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

なお、この報告は消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う市町村から県への報告と一体的に行われるものである。

2 報告手続

（1）報告事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

① 人的被害に関する事項

② 住家被害に関する事項

③ 非住家被害に関する事項

④ その他の被害に関する事項

⑤ 罹災者に関する事項

⑥ 被害額に関する事項

オ 災害に対して執った措置及び今後執ろうとする措置

① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

② 避難等に関する状況

③ その他必要な事項

カ 災害救助法適用の有無

キ その他必要な事項

（2）報告様式

市町村の報告は、本部事務局及びその区域を所管する支部総務班（当該区域を所管する事務所がある場合は事務所とする。）へ報告する。

但し、千葉市、市原市は、本部事務局のみに報告を行うこととする。

ア 災害緊急報告（様式1－1）

イ 災害総括報告＜基準時報告・定時報告・確定時報告・年報＞

ウ 災害詳細報告＜基準時報告・定時報告・確定時報告＞

別表「市町村の報告様式」を参照する。

（3）留意事項

- ア 緊急の場合で、支部又は事務所に報告することができないときは、本部事務局へ報告する様式の余白にその旨記入すること。
- イ 地震が当該市町村において震度4未満であるが、同一県民センター（事務所）管内の市町村において震度4以上の地震があった場合は報告をすること。
- ウ 市町村は、情報の収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じた情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ること。
- エ市町村は、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等を含めた情報収集体制の強化を図ること。
- オ 情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接な連絡を保つこと。
- カ 被害の調査漏れ及び重複のないように市町村内部における緊密な連絡体制をとること。
- キ 被害世帯人員等については、現地調査のみではなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するように努めること。
- ク 人的被害、並びに住家の全壊、流失、及び半壊が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査すること。

3 国（消防庁）への報告について

次の事項に該当する場合は、市町村は国（消防庁）へ報告するものとする。

- ア 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- イ 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合。

（参考）直接即報基準（火災・災害等即報要領より抜粋）

3 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

4 消防本部（消防の一部事務組合を含む。）の報告

市町村の報告は第4の1から3に定められているが、消防本部については災害緊急報告の報告様式を変更する。

（1）報告様式

- ア 災害緊急報告（様式1－5）
報告内容と報告時期は、第1の3の（3）のアの例による。
但し、緊急通信欄には119番通報の殺到状況やその他緊急通信を記入するものとする。
- イ その他の報告
別途本部事務局からの依頼により行うものとし、報告様式は第4の2の（2）と同じ。
但し、この内災害緊急報告（様式1－1）の報告はしなくてよい。

第5 防災関係機関の報告

1 基本事項

防災関係機関は、その管理する施設について被害状況等を取りまとめ、県及び関係市町村に報告をする。

2 報告手続

（1）報告事項

所管する施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について報告する。

（2）報告様式

ア 災害緊急報告（様式１－２）

（報告対象事項の例）

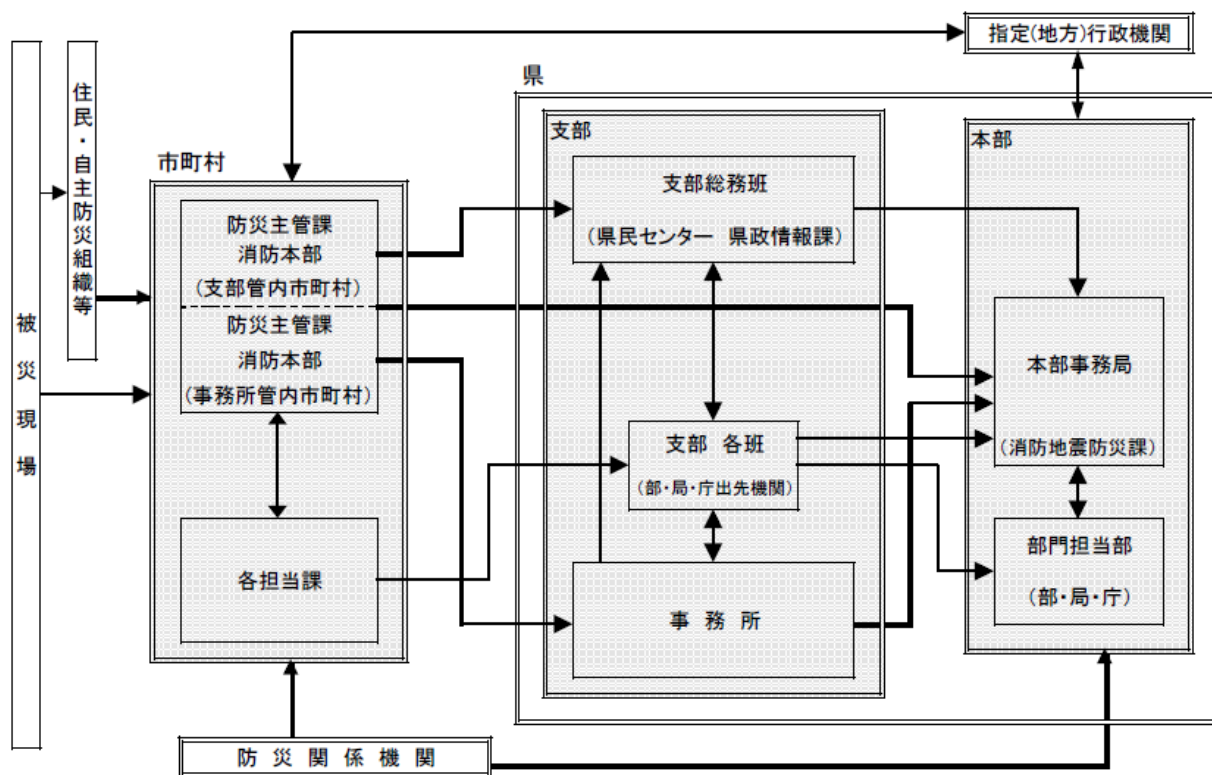
- ・運行停止、不能を伴う輸送関連施設（鉄道、バス、空港等）被害状況
- ・供給停止、不能を伴うライフライン施設被害状況

※上記の例は、その被害の発生のおそれがある場合も報告するものとする。

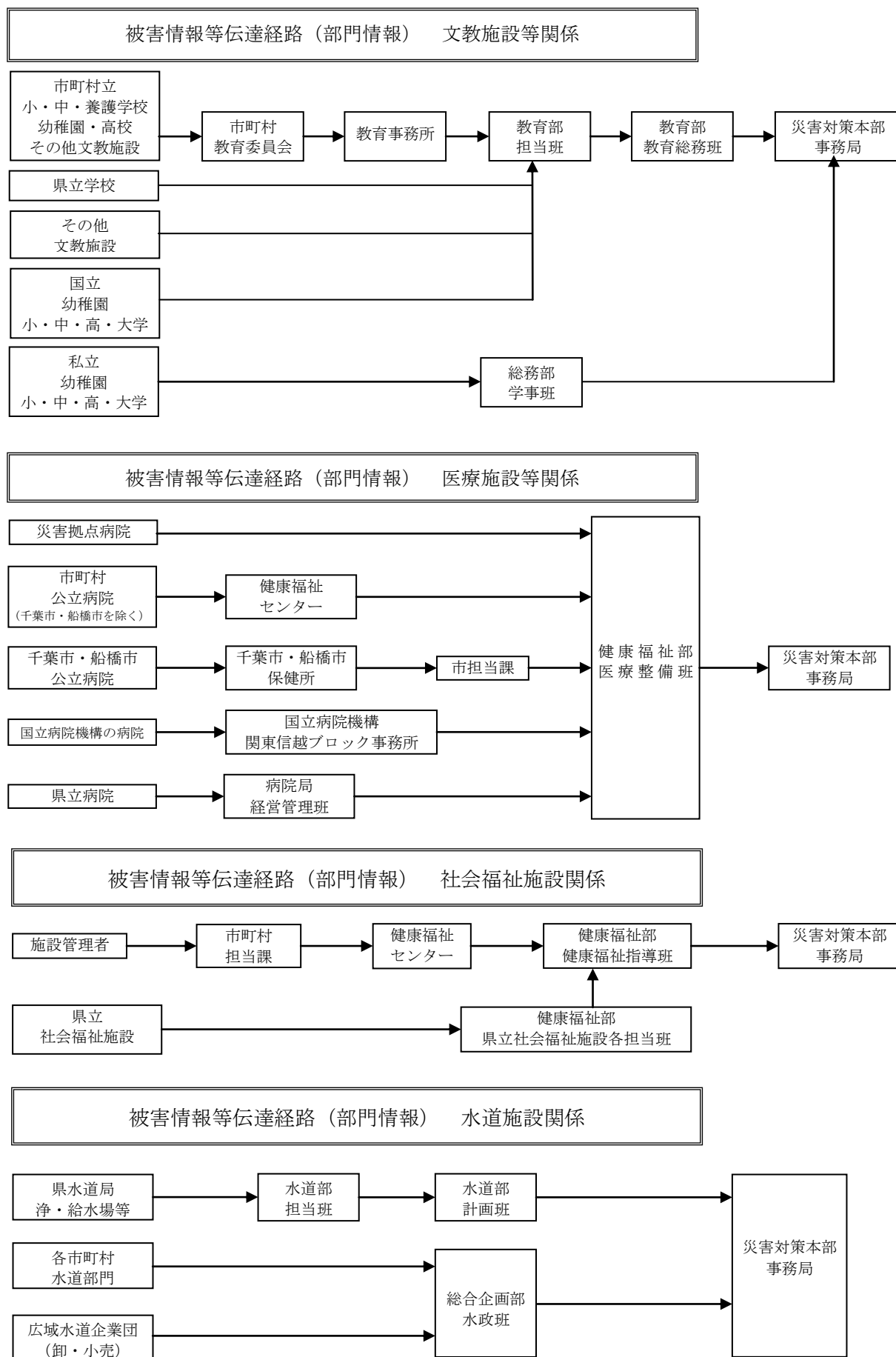
イ 災害詳細報告＜基準時報告・依頼に基づく報告＞

- ・電気被害詳細報告（様式１６）
- ・電話被害詳細報告（様式１７）
- ・ガス被害詳細報告（様式１８）
- ・その他被害詳細報告（様式２０）

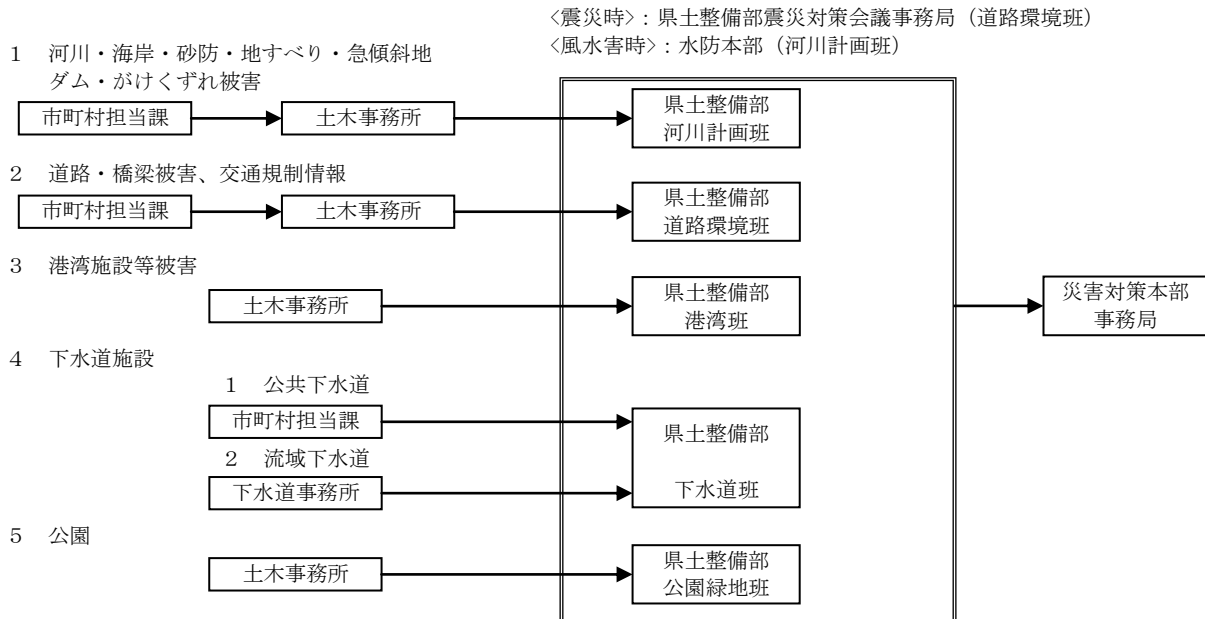
別図 報告経路概要図



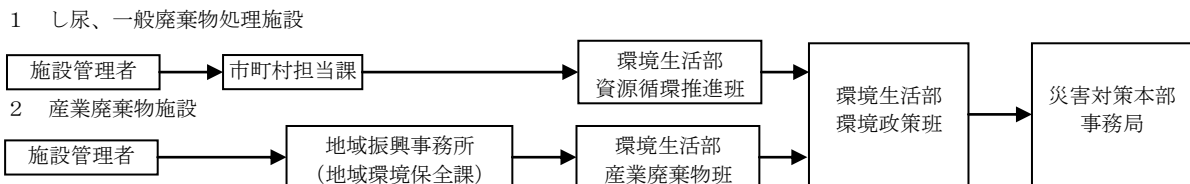
別図 被害情報伝達経路（支部・市町村情報）



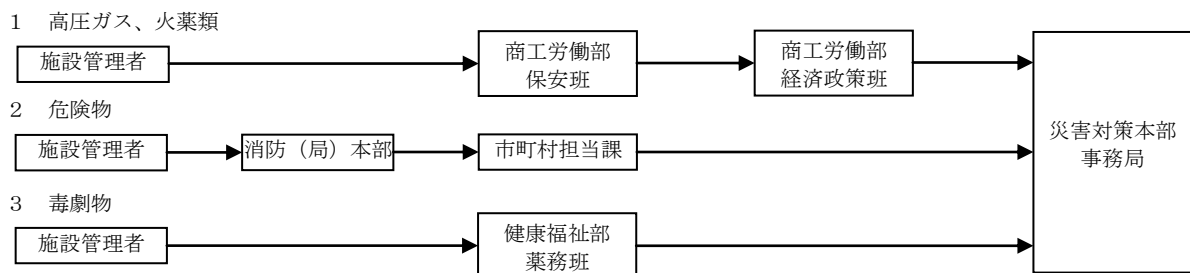
被害情報等伝達経路（部門情報） 公共土木施設等関係



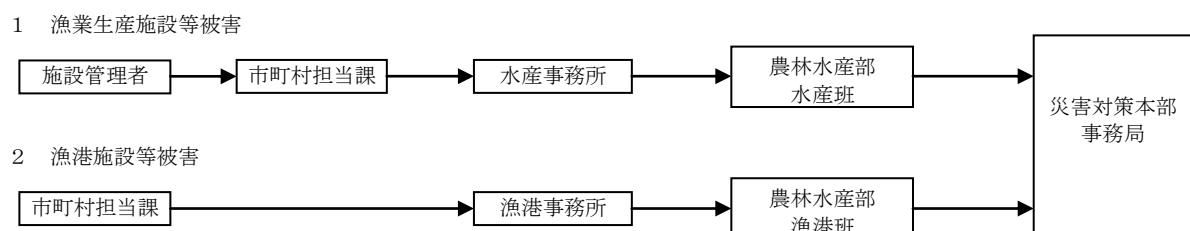
被害情報等伝達経路（部門情報） 清掃（し尿、廃棄物処理）施設関係



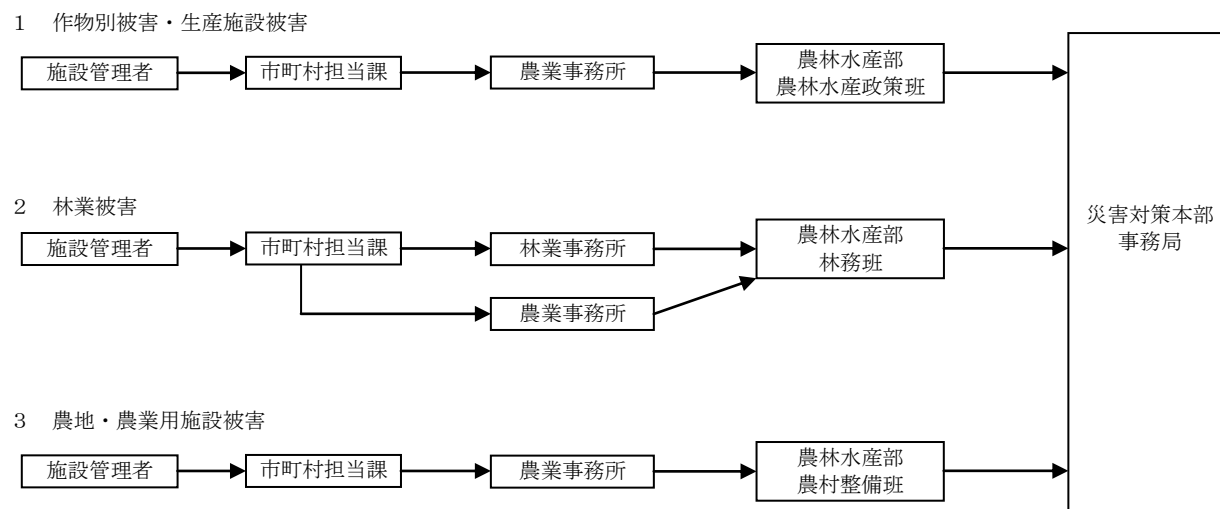
被害情報等伝達経路（部門情報） 危険物施設等関係



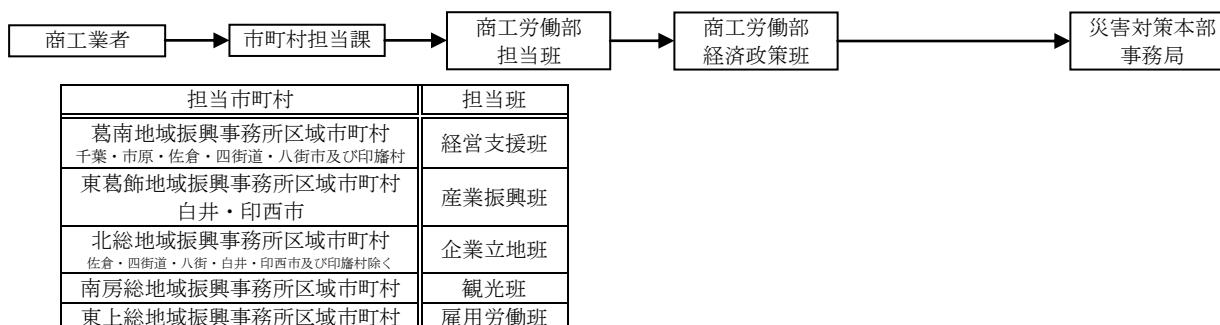
被害情報等伝達経路（部門情報） 水産業施設等関係



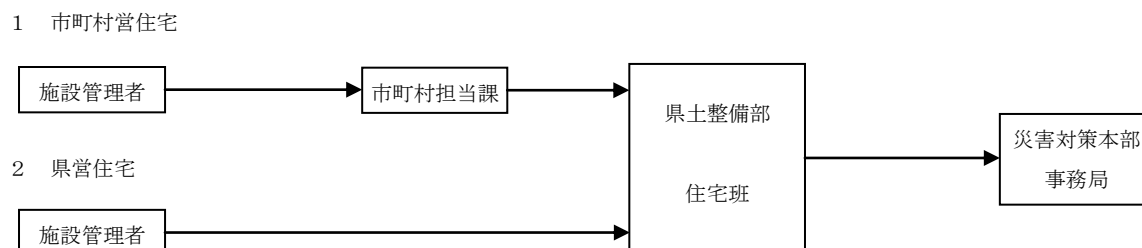
被害情報等伝達経路（部門情報） 農林業施設等関係

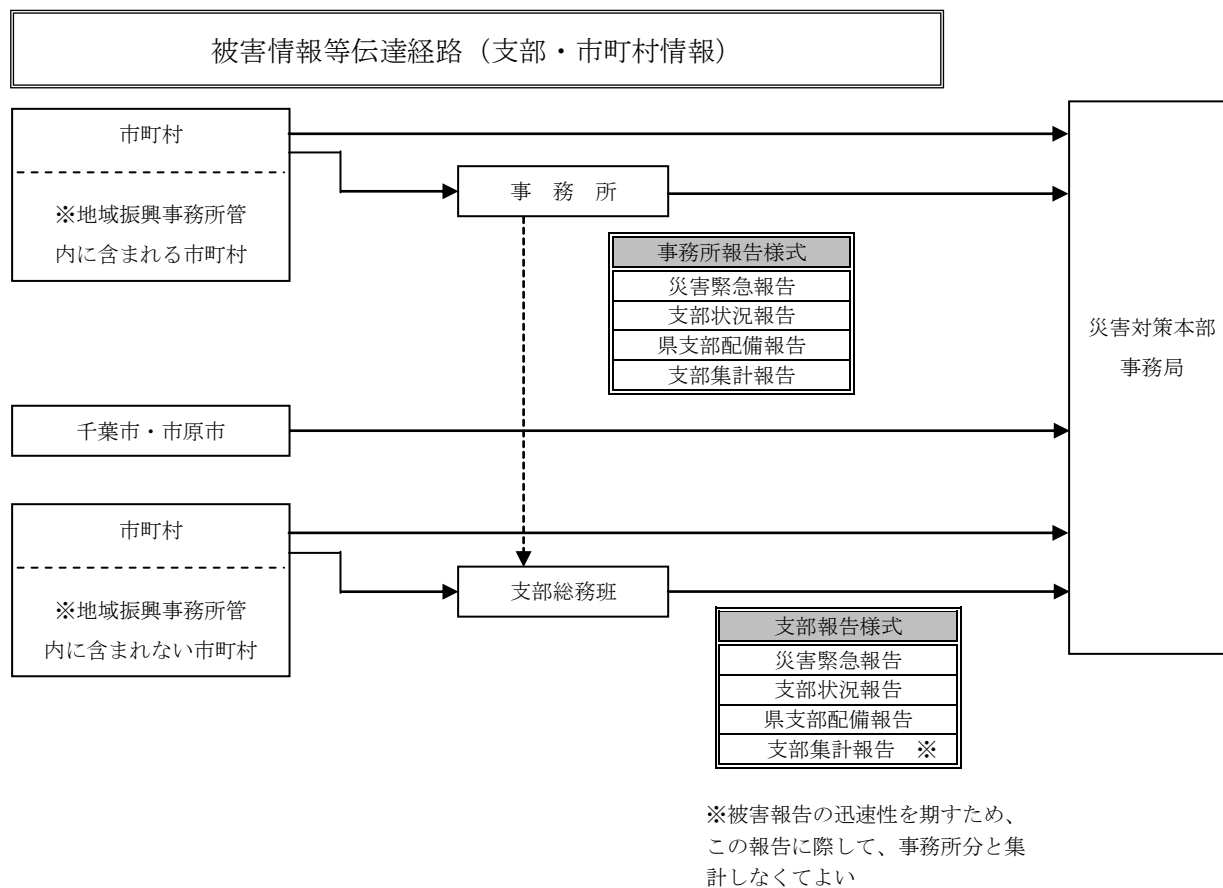


被害情報等伝達経路（部門情報） 商工施設等関係



被害情報等伝達経路（部門情報） 公営住宅関係





別紙 システム端末による報告手続き

1 システム端末による報告

定時報告については、原則ファクシミリ（持参）によることとし、システム端末での報告は本部事務局からの指示により行うものとする。

確定時報告及び年報については、原則システム端末により行うこととする。

2 部門担当部

（1）災害詳細報告

ア 定時報告

システム端末入力による報告の依頼があった場合、原則として1日2回9時と15時に報告を行う。

イ 確定時報告

部門担当部の応急対策終了後、10日以内にシステム端末に入力する。

ウ 年報

4月20日までにシステム端末に入力する。（部門別被害額総括報告を除く。）

但し、部門別被害額総括報告は本部事務局へ様式2－3等により報告をする。

3 支部総務班・事務所

（1）市町村代行報告（システム端末使用時）

支部情報連絡員が収集した情報を、支部（事務所）のシステム端末で代行入力する。

この場合、市町村の報告に準じた報告をするものとする。

（2）災害総括報告・災害詳細報告の確定時報告、年報

管内市町村より報告される確定時報告、年報をシステム端末により確認し、その旨を消防地震防災課まで報告する。

4 市町村（対象として消防本部を除く。）

（1）災害総括報告・災害詳細報告

ア 定時報告

システム端末入力による報告の依頼があった場合、原則として1日2回9時と15時に報告を行う。

イ 確定時報告

市町村の応急対策終了後、10日以内にシステム端末に入力する。

ウ 年報

4月20日までにシステム端末に入力する。

別表 市町村の報告様式

報告の種類	報告様式		システム端末入力画面
災害緊急報告	災害緊急報告(市町村)	様式 1－1	－
	災害緊急報告(消防本部)	様式 1－5	
災害総括報告 〈基準報告〉 〈定時報告〉	災害総括報告(その 1)	様式 2－1	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面
災害総括報告 〈確定時報告〉	災害総括報告(その 1、その 2)	様式 2－1 様式 2－2	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害総括報告 〈年報〉	－		災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式 3	避難状況詳細報告画面
	避難所・救護所開設状況報告	様式 4	避難所・救護所開設状況報告画面
	人的被害詳細報告	様式 5－1	－
	住家被害詳細報告	様式 5－2	
	人的被害・住家被害詳細報告 (確定時報告用)	様式 6	人的被害・住家被害詳細報告画面
	文教施設被害詳細報告	様式 7	文教施設被害詳細報告画面
	病院被害詳細報告	様式 8	病院被害詳細報告画面
	公共土木施設被害詳細報告	様式 9－2 様式 9－3	道路被害詳細報告画面 橋梁被害詳細報告画面 河川被害詳細報告画面 砂防被害詳細報告画面
	港湾施設等被害詳細報告	様式 10－2	港湾施設等被害詳細報告画面
	がけくずれ被害報告	様式 11	がけくずれ被害報告画面
	交通規制情報	様式 12	交通規制情報画面
	清掃施設被害詳細報告	様式 13	清掃施設被害詳細報告画面
	鉄道被害詳細報告	様式 14	鉄道被害詳細報告画面
	水道被害詳細報告	様式 15－1	水道被害詳細報告画面
	電気被害詳細報告	様式 16	電気被害詳細報告画面
	電話被害詳細報告	様式 17	電話被害詳細報告画面
	ガス被害詳細報告	様式 18	ガス被害詳細報告画面
	社会福祉施設被害詳細報告	様式 19	社会福祉施設被害詳細報告画面
	その他被害詳細報告	様式 20	その他被害詳細報告画面
	火災発生状況報告	様式 21	火災発生状況報告画面

[9 様式]

9 - 1 様式一覧

番号	様式名称等	備考																																																										
9 - 2	町被害情報報告様式 様式 1 被害情報報告票																																																											
9 - 3	千葉県被害情報報告様式 <table border="1"> <tr> <th>報告の種類</th><th colspan="2">報告様式</th></tr> <tr> <td rowspan="2">災害緊急報告</td><td>災害緊急報告(市町村)</td><td>様式 1 - 1</td></tr> <tr> <td>災害緊急報告(消防本部)</td><td>様式 1 - 5</td></tr> <tr> <td>災害総括報告 〈基準報告〉 〈定時報告〉</td><td>災害総括報告(その 1)</td><td>様式 2 - 1</td></tr> <tr> <td>災害総括報告 〈確定時報告〉</td><td>災害総括報告(その 1、その 2)</td><td>様式 2 - 1 様式 2 - 2</td></tr> <tr> <td>災害総括報告 〈年報〉</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="20">災害詳細報告</td><td>避難状況詳細報告</td><td>様式 3</td></tr> <tr> <td>避難所・救護所開設状況報告</td><td>様式 4</td></tr> <tr> <td>人的被害詳細報告</td><td>様式 5 - 1</td></tr> <tr> <td>住家被害詳細報告</td><td>様式 5 - 2</td></tr> <tr> <td>人的被害・住家被害詳細報告(確定時報告用)</td><td>様式 6</td></tr> <tr> <td>文教施設被害詳細報告</td><td>様式 7</td></tr> <tr> <td>病院被害詳細報告</td><td>様式 8</td></tr> <tr> <td>公共土木施設被害詳細報告</td><td>様式 9 - 2 様式 9 - 3</td></tr> <tr> <td>港湾施設等被害詳細報告</td><td>様式 10 - 2</td></tr> <tr> <td>がけくずれ被害報告</td><td>様式 11</td></tr> <tr> <td>交通規制情報</td><td>様式 12</td></tr> <tr> <td>清掃施設被害詳細報告</td><td>様式 13</td></tr> <tr> <td>鉄道被害詳細報告</td><td>様式 14</td></tr> <tr> <td>水道被害詳細報告</td><td>様式 15 - 1</td></tr> <tr> <td>電気被害詳細報告</td><td>様式 16</td></tr> <tr> <td>電話被害詳細報告</td><td>様式 17</td></tr> <tr> <td>ガス被害詳細報告</td><td>様式 18</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設被害詳細報告</td><td>様式 19</td></tr> <tr> <td>その他被害詳細報告</td><td>様式 20</td></tr> <tr> <td>火災発生状況報告</td><td>様式 21</td></tr> </table>	報告の種類	報告様式		災害緊急報告	災害緊急報告(市町村)	様式 1 - 1	災害緊急報告(消防本部)	様式 1 - 5	災害総括報告 〈基準報告〉 〈定時報告〉	災害総括報告(その 1)	様式 2 - 1	災害総括報告 〈確定時報告〉	災害総括報告(その 1、その 2)	様式 2 - 1 様式 2 - 2	災害総括報告 〈年報〉	-		災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式 3	避難所・救護所開設状況報告	様式 4	人的被害詳細報告	様式 5 - 1	住家被害詳細報告	様式 5 - 2	人的被害・住家被害詳細報告(確定時報告用)	様式 6	文教施設被害詳細報告	様式 7	病院被害詳細報告	様式 8	公共土木施設被害詳細報告	様式 9 - 2 様式 9 - 3	港湾施設等被害詳細報告	様式 10 - 2	がけくずれ被害報告	様式 11	交通規制情報	様式 12	清掃施設被害詳細報告	様式 13	鉄道被害詳細報告	様式 14	水道被害詳細報告	様式 15 - 1	電気被害詳細報告	様式 16	電話被害詳細報告	様式 17	ガス被害詳細報告	様式 18	社会福祉施設被害詳細報告	様式 19	その他被害詳細報告	様式 20	火災発生状況報告	様式 21	
報告の種類	報告様式																																																											
災害緊急報告	災害緊急報告(市町村)	様式 1 - 1																																																										
	災害緊急報告(消防本部)	様式 1 - 5																																																										
災害総括報告 〈基準報告〉 〈定時報告〉	災害総括報告(その 1)	様式 2 - 1																																																										
災害総括報告 〈確定時報告〉	災害総括報告(その 1、その 2)	様式 2 - 1 様式 2 - 2																																																										
災害総括報告 〈年報〉	-																																																											
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式 3																																																										
	避難所・救護所開設状況報告	様式 4																																																										
	人的被害詳細報告	様式 5 - 1																																																										
	住家被害詳細報告	様式 5 - 2																																																										
	人的被害・住家被害詳細報告(確定時報告用)	様式 6																																																										
	文教施設被害詳細報告	様式 7																																																										
	病院被害詳細報告	様式 8																																																										
	公共土木施設被害詳細報告	様式 9 - 2 様式 9 - 3																																																										
	港湾施設等被害詳細報告	様式 10 - 2																																																										
	がけくずれ被害報告	様式 11																																																										
	交通規制情報	様式 12																																																										
	清掃施設被害詳細報告	様式 13																																																										
	鉄道被害詳細報告	様式 14																																																										
	水道被害詳細報告	様式 15 - 1																																																										
	電気被害詳細報告	様式 16																																																										
	電話被害詳細報告	様式 17																																																										
	ガス被害詳細報告	様式 18																																																										
	社会福祉施設被害詳細報告	様式 19																																																										
	その他被害詳細報告	様式 20																																																										
	火災発生状況報告	様式 21																																																										
9 - 4	緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する様式 別記第 1 号様式 緊急通行車両等事前届出済証 別記第 3 号様式 緊急通行車両等確認申請書 別記第 4 号様式 規定する標章 別記第 5 号様式 緊急通行車両確認証明書																																																											

番号	様式名称等	備考
9－5	自衛隊災害派遣要請等に関する様式 様式1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼） 様式2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼） 様式3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書	
9－6	災害救助用米穀の引渡要請等に関する様式 様式1 災害救助用米穀の引渡要請書 様式2 政府所有主要米穀売買契約書	
9－7	り災証明等に関する様式 様式1 り災証明書 様式2 領収書（様式第2号）	
9－8	医療救護活動に関する様式	

9-2 町被害情報報告様式
様式1

被害状況報告票

										NO			
①	受付日時		月 日 時 分		受付者				返信		□要 ・ □不要		
	連絡者	氏名					世帯主名						
		住所					電話番号						
②	人的被害	被害状況	氏名	住所		年齢	性別	被災場所	原因	被災日時			
		☐ 死 亡								/ :			
		☐ 行方不明								/ :			
		☐ 重 傷								/ :			
		☐ 軽 傷								/ :			
	建物被害	被害状況	被災の場所・程度・原因等							家族数	被災日時		
		☐ 全 壊								人	/ :		
		☐ 半 壊								人	/ :		
		☐ 一部破損								人	/ :		
		☐ 床上浸水	cm							人	/ :		
		☐ 床下浸水	cm							人	/ :		
		☐ がけ崩れ	高さ	m	延長	m					人	/ :	
	道路被害	被害状況	被災の場所・程度・原因等							被災日時			
		☐ 道路冠水	被害延長		m							/ :	
		☐ 路肩決壊	被害延長		m							/ :	
		☐ がけ崩れ	高さ	m	延長	m					/ :		
	その他の被害										被災日時		
											/ :		
	③	連絡者の要求事項		☐ 土 壌 ☐ ポンプアップ ☐ 通行止め ☐ その他 ()									
	④	対応課		☐ 道路建設課 ☐ 道路維持課 ☐ 河川排水課 ☐ 建設施設課 ☐ 総務課 ☐ その他 ()									
⑤	指示内容		指示者名 _____										
	処理内容		処理者名 _____										

9-3 千葉県被害情報報告様式
様式1-1

災害緊急報告〔市町村〕

第 報

月 日 時 分現在

災害種類		報告機関	
覚知日時	月 日 時 分覚知	報告者	TEL

※支部への報告 未 済

庁舎等の状況				
庁舎での執務	可 不可	備考		
防災無線使用	可 不可	電気	通常電源・非常電源・その他 []	
災害規模概況（人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること）				
死傷者	□死者（ ）人 □行方不明者（ ）人 □負傷者（ ）人			
住家被害	□全壊（ ）棟 □半壊（ ）棟 □床上浸水（ ）棟			
【判明事項】 火災発生：□有 □無、延焼(可能性)：□有 □無、津波の発生：□有 □無				
応急対策の状況（当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること）				
消防、水防、救急・救助等 消防機関の活動状況				
県、他の市町村等への応援要請	未 済	要請内容		
		区域		
自衛隊の災害派遣要請	未 済	要請内容		
		区域		
ボランティアセンター設置状況	有 無			
ボランティアの活動状況				
その他関連事項				
措置情報				
災害対策本部設置（本部設置前名称： ）				
設置日時	月 日 時 分	出動人員	消防職員延べ 人	消防団員延べ 人
津波注意報・警報	①住民への伝達：市町村防災行政無線等（ 時 分）、広報車（ 台） ②沿岸パトロール：市町村車両（ 台）、消防関係車両（ 台）			
避難等	避難種別	指示 勧告 自主避難	理由	
	避難日時	月 日 時 分	避難先	
	避難地区名		世帯数	（ ）人
	警戒区域の設定区域名		避難所	箇所開設、 世帯 人収容
	避難所状況			

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

災害緊急報告〔消防本部〕

第 報

災害種類	☐ 地震 ☐ 台風 ☐ その他 ()	消防本部名	消防本部
報告日時	月 日 時 分	報告者	TEL

※支部への報告 未 済

庁舎等の状況		●執務： ☐ 可 ☐ 不能 ●通信： ☐ 可 ☐ 不能										
災害規模概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分					
	火災の発生： ☐ 有 ☐ 無、延焼（可能性）： ☐ 有 ☐ 無、津波の発生： ☐ 有 ☐ 無											
	【概況】											
被害の状況	死傷者	死者	人		不明	人		住家	全壊	棟	一損	棟
		負傷者	人		計	人			半壊	棟	床上	棟
	【判明事項】											
応急対策の状況・措置情報	災害対策本部等の設置状況											
	【状況】											

緊 急 通 信 欄		
119 番通報殺到状況	☐ 対応不能 ☐ 対応不能になるおそれ ☐ 対応可能	
	通報殺到地域	
	通報内容	☐ 火災事案 ☐ 救急事案 ☐ 救助事案
その他緊急通信		

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

災害総括報告（その 1）

第 報
月 日 時 分現在

災 害 名		報告機関	
		報告者	TEL

報告の種類		定時報告		確定時報告	人的被害は様式 5 - 1、住家被害は様式 5 - 2、 がけくずれ被害は様式 1 1 を添付して下さい。
-------	--	------	--	-------	--

被 害 情 報													
区 分				被 害		区 分				被 害			
人的被害	死 者		人			道 路	箇所	内訳	国道				
	行方不明者		人						県道				
	重傷者		人						市町村道				
	軽傷者		人						その他				
住 家 被 害	全 壊 (うち全焼)		棟		()	そ の 他 被 害		橋りょう	箇所				
			世帯		()					内訳	国管理		
			人		()						県管理		
	半 壊 (うち半焼)		棟		()						市町村管理		
	一部破損 (うち一部焼損)		世帯		()			内訳	その他				
			人		()				国管理				
			棟		()				県管理				
	床上浸水		世帯		()			内訳	市町村管理				
			人		()								
			棟		()								
	床下浸水		世帯		()			内訳					
			人		()								
棟				()									
非住家	公共建物	全壊	棟		火災発生		建物	件					
		半壊	棟						危険物	件			
	その他	全壊	棟								そ の 他	件	
		半壊	棟										
り災世帯数			世帯										
り災人員			人										
その他被害	文教施設		箇所	内訳	国立								
					県立								
					市町村立								
					私立								
	病 院		箇所	内訳	国立								
					県立								
					市町村立								
					私立								
					火災発生	建物	件						
						危険物	件						
						そ の 他	件						

措 置 情 報												
活動体制	本部設置前の体制(名称)					災害対策本部設置						
	設置日時	月	日	時	分	設置日時	月	日	時	分		
	廃止日時	月	日	時	分	廃止日時	月	日	時	分		
	配備人員	人				配備人員	人					
	活動人員	消防職員 延べ 人				消防団員 延べ 人						
避難等	避難の種類別	避難地区数				避難の日時				避難世帯数		避難人数
	指示	地区				月	日	時	分	世帯	人	
	勧告	地区				月	日	時	分	世帯	人	
	自主避難	地区				月	日	時	分	世帯	人	
	警戒区域の設定		有・無									
	避難所		開設数		箇所		現収容世帯・人数		世帯		人	
災害救助法適用				適用日時		月 日 時 分						

※支部への報告 未 済

災害総括報告（その 2）

第 報

月 日 時 分現在

災 害 名		報告機関	
		報告者	TEL

報告の種類		定時報告		確定時報告
-------	--	------	--	-------

区 分		被 害 額		被 害 の 内 訳 等	
公共施設被害額	公立文教施設		千円	国立分	
				県立分	
				市町村立分	
	農林水産業施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	公共土木施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	その他公共施設		千円	国管理分	
県管理分					
市町村管理分					
小 計		千円			
産業別被害額	農産被害		千円		
	林産被害		千円		
	畜産被害		千円		
	水産被害		千円		
	商工被害		千円		
	その他		千円		
	小 計		千円		
被 害 総 額			千円		

備考

--

定時報告時は本様式による報告は省略できるものとする

避難状況詳細報告

第 報

月 日 時 分現在

災 害 名												
報告機関					報告者		T E L					
整理 番号	避難勧告又は指示		警戒区域の設定		避難の状況			避難の理由	避難先	帰宅日時	避難した 総世帯・ 人員数	通信欄
	種 別	勧告指示 日時	有 無	設定日時	地区名	避難日時	世帯・人員					
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	

避難所・救護所開設状況報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災 害 名			報告機関			
			報告者	TEL		

整理 番号	避 難 所					
	名 称	所 在 地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

整理 番号	救 護 所					
	名 称	所 在 地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

人 的 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名					報告機関				
					報告者				

整理 番号	被災者				被災の概要				通信欄
	氏 名	住 所	年 齢	性 別	被災の 程度	被災日時	被災場所	原 因	
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			

(注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」・・・として報告すること。
2 「被災の程度」は、「死亡」・「行方不明」・「重傷」・「軽傷」の別を記載する。

住 家 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名					報告機関			
					報告者			

整理 番号	被災世帯				被災の概要			通信欄 [避難、応急措置等の状況]
	世帯主	住 所	年齢	り災 人員	種 別	被災日時	原 因	
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		

(注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」・・・として報告すること。
2 被災の概要の「種別」は、「全壊」・「全焼」・「半壊」・「半焼」・「一部破損」・「一部焼損」・「床上浸水」・「床下浸水」の別を記載する。(被害の認定基準参照)

様式 6

人的・住家被害詳細報告（大字別）

第 報

月 日 時 分現在

災害名								発生日時								
報告機関								報告者		TEL						
整理 番号	災害発生地域 (市町村大字)	死者	重病者	全壊			半壊			一部破損			床上浸水			通信欄
		行方不明	軽傷者	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	
				うち全焼			うち半焼			うち一部焼損			床下浸水			
				(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	

(注意) この様式は、システム端末に入力したうえで使用するものとする。

文教施設被害詳細報告

第 報

月 日 時 分現在

災害名				報告機関									
				報告者		T E L							
No	学校種別	学校名	所在地	建物被害				人的被害				授業の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	

※学校種別：①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤大学、⑥高等専門学校、⑦盲学校、⑧ろう学校、⑨養護学校

様式 8

病院被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名			報告機関				TEL					
			報告者									
No	病院名	所在地	建物被害				人的被害				応急対策実施状況、 復旧見込み	通信欄
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

※災害拠点病院の被害については、通信欄に「拠点」と記載すること。

公 共 土 木 施 設 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL _____

災 害 報 告 箇 所 別 調 書

施設区分		管理区分		県管理分		市町村管理分		合計
		事務所名等						

番号	施設名	位置		被害延長 及び 右・左岸	被災原因		復旧（応急）工法 （現在の状況）	復旧の見通 （日時）	被害額 （千円）	被災状況（土木施設及び一般施設） [道路の場合、迂回路（路線名を記入）]	
		市町村	大字								

[記載上の留意事項]

- 1 本報告は、異常天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、国土交通大臣あてにその状況を報告するために県土整備部において各市町村及び各地域整備センターから報告を求める「災害箇所調書」を様式化したものであり、県土整備部でとりまとめたものを報告すれば足りるものとする。
- 2 本報告は、施設区分ごとに、県管理施設、市町村管理施設及びその合計を別葉で報告するものとする。
- 3 報告にあたって前記1の「災害箇所調書」を利用する場合は、「地域整備センター名」の欄に報告センター名等を記載する。
- 4 「施設区分」の欄には、公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、施設区分ごとに一連番号とする。
- 5 河川、道路、橋梁については、「施設名」の欄に種別（一級河川、一般道路等）及び名称を記載する。

公共土木施設被害詳細報告

[国管理・公団管理・公社管理]

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

施設区分	
------	--

番号	施設名	位置		被害延長 及び 右・左岸	被災原因		交通規制状況				備考
		市町村	大字		被災施設	被災状況	規制内容	規制開始日時	解除予定日時	規制解除日時	

[記載上の留意事項]

- 1
- 本報告は、異常天然現象によって県及び市町村管理以外の公共土木施設被害が発生した場合の被害報告を行うためのものである。
- 2
- 本報告は、管理者ごと、施設区分ごとに別葉で報告するものとする。
- 3
- 「施設区分」の欄には、公共土木施設（河川、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、区分ごとに一連番号とする。
- 4
- 「被災状況」の欄には、被災施設及び被災の状況を記載する。
- 5
- 「交通規制内容」の欄には、全面交通止、片側交通規制等の規制内容を記載する。
- 6
- 「備考欄」は、迂回道路等を記載する。

港湾施設等被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名				報告機関							
				報告者	TEL						
番号	港湾名等	箇所数	被災施設		被災状況	被災規模	規制の状況		復旧の状況	被害金額	通信欄
			施設区分	施設名			利用規模	交通規制			
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	

[記載上の留意事項]

- 1 「港湾名等」の欄は、港湾の名称を記載する。ただし、千葉港については、千葉港区、葛南港区の区別を記載する。
- 2 「箇所名」の欄は、被害箇所の所在地を記載する。
- 3 「施設区分」の欄は、「港湾施設」「海岸保全施設」の区分を記載する。
- 4 「施設名」の欄は、被災施設の名称を記載する。
- 5 「被災状況」の欄は、「崩壊・欠壊・埋そく等」の具体的な状態を記載する。
- 6 「被害規模」の欄は、被災の面積または延長を記載する。
- 7 「利用規制」の欄は、利用可、利用注意、利用規制、利用不可の別を記載する。
- 8 「交通規制」の欄は、道路が被災した場合、その規制状況（規制なし、規制中、規制解除の別）を記載する。
- 9 「復旧の状況」の欄は、復旧工法・復旧の見通し等を記載する。
- 10 「被害金額」については、災害発生の初期段階においては省略して差し支えないものとする。

がけくずれ被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関												報告者		T E L					

番号	場所			被害状況										がけ の 区分	保全 人家	発生		指定 の有無	点検 の有無	備考
	市町村	大字	ふりがな 地 区	崩壊の状況			人的被害（人）				建物被害（棟）					日時	原因			
				高さ	延長	土量	死者	行方 不明	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部							
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														
				m	m	m ³														

- [記載上の留意事項]
- 「がけの区分」の欄は、自然崖、人工崖の区分を記載する。また、それぞれの崖高（m）を記載する。
 - 「保全人家」の欄は、地区全体の人家戸数を記載する。
 - 「発生日時」の欄は、被害発生の月日及び時間を記載する。
 - 「指定の有無」の欄は、急傾斜地崩壊危険区域指定地の指定の有無を記載する。
 - 「点検の有無」の欄は、「急傾斜地崩壊危険箇所についての点検（年1回）」の有無を記載する。
 - 特記すべき事項があれば、「備考欄」に記載する。

交通規制情報

に伴う交通規制箇所

報告月日		年 月 日		調査日時		月 日 時 分現在		報告機関		報告担当者		TEL	
現状	番号	路線番号	路線名	規制箇所	規制内容	規制原因	規制開始	解除予定	規制解除	備考	センター名等		

[記載上の留意事項]

- 1 「現状」の欄は、交通規制の現状を記載する。 例：規制中の場合＝「規」、解除が行われた場合＝「解」
- 2 「路線番号」の欄は、路線番号がない場合は記入しなくてもよい。
- 3 「規制内容」の欄は、交通規制の具体的な内容を記載する。 例：「全面通行止め」「片側通行」「大型通行止め」
- 4 「規制原因」の欄は、交通規制を実施するに至った原因を記載する。 例：「法面崩落」「路肩決壊」「道路陥没」
- 5 「規制開始」の欄は、規制を開始した日時を記載する。
- 6 「解除予定」の欄は、規制中の場合に規制が解除される予定日時を記載する。
- 7 「規制解除」の欄は、規制解除を行った日時を記載する。
- 8 「備考」の欄は、迂回路、被害の詳細等、特記すべき事項を記載する。
- 9 「センター名等」の欄は、当該道路の管理する地域整備センター名、事務所名等を記載する。

清 掃 施 設 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名						報告機関	TEL		
						報告者			
整理 番号	施設名	所在地	建物被害			その他被害 (設備、機械、 工作物等)	応急対策実施状況、復旧見込み	通 信 欄	
			全壊	半壊	一部破損				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				
			棟	棟	棟				

鉄 道 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名				報告機関	TEL			
				報告者				
整理 番号	線路名	区分	区間 始点 終点	期間	原因	運休本数	影響人員	通信欄 (復旧見通し等)
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				
		不通 徐行運転		月 日 ~ 月 日 時 分 時 分				

水害被害詳細報告（市町村）

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関						
		報告者		T E L				

整理 番号	事業体名	被災地域	断水期間	断水戸数	被災施設	応急措置等の状況 (応急給水等)	復旧見通	通信欄
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	戸			月 日 時 分	

電 気 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関						
		報告者	TEL					

整理 番号	被災地域	停電戸数	停電期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		

電 話 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名			報告機関		TEL		
			報告者				
整理 番号	被災地域	り障回線数	り障期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 時 分		月 日 時 分		

ガ ス 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関					
		報告者		T E L			

整理 番号	被災地域	供給停止戸数	供給停止期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		

社会福祉施設被害詳細報告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名				報告機関									
				報告者		T E L							
No	施設種別	施設名	所在地	建物被害				人の被害				応急対策状況、 復旧見込等	通信欄
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

そ の 他 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名						報告機関		T E L					
						報告者							
No	施設名	所在地	発生日時	被害の状況（棟）				人的被害（人）				応急対策の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明	重傷	軽傷		
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										
			月 日 時 分										

様式 21

火 災 発 生 状 況 報 告

※地震災害時のみ

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	T E L

整理 番号	出火場所	出火日時 (覚知)	鎮火日時	出火原因	人的被害				焼損 物件	程度	焼損面積	延焼の状況
					死者	行方不明	重傷	軽傷				
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ³	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ³	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ³	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ³	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ³	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ³	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ³	

通信欄

9－4 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する様式
第1号様式

受理番号□□□－□□□□□□号

地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原子力災害		地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原子力災害	
国 民 保 護 措 置 用		国 民 保 護 措 置 用	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証	
千葉県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
申請者住所		年 月 日	
□-□□-□ 氏名		年 月 日	
自動車登録番号		千葉県公安委員会 印	
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車両 にあっては輸送人員 又は品名を記載)		備考	
1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 その他 11 緊急輸送(人) ※品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()		(注) 1 大規模災害特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が 行なわれたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警 察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場 合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てくだ さい。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
使用者	住 所		
	氏 名	() 局 番	
出 発 地			
備 考			

注 1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
2：車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。
3：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第 3 号様式

(警察署) 第 号

地震防災・災害 応急対策用	
緊急通行車両等確認申請書	
年 月 日	
千葉県知事	様
千葉県公安委員会	様
申請者 住所	
氏名 印	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員または品名を記載）	1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 医療・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）
使用者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	月 日 : から 月 日 : の間
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を 1 つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を 1 つだけ○で囲んでください。

第4号様式



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」、「年」、「月」及び「日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第5号様式

(警察署) 第 号

緊急通行車両等確認証明書	
年 月 日	
千葉県知事 印	
千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員または品名を記載）	1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 医療・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）
使用者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	月 日 : から 月 日 : の間
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

9-5 自衛隊災害派遣要請等に関する様式
様式1

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

一宮町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

（1）災害の状況

（2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）派遣希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式 2

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

一宮町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分

2 撤収要請を依頼する理由

3 その他必要事項

様式 3

(表)

措 置 命 令 通知書 措 置 年 月 日 署長 殿 第 1 項の規定により 災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定において準用する 第 2 項の規定により 措置命令 を行ったので、同条第 6 項の規定により、下記のとおり通知します。 措 置 所属 氏名 ㊟				
1 日 時		年 月 日 午前 時 分 午後		
2 場 所				
3 (命令・措置) を行った者		所属		
		場所		
4	命令の 場 合	命 令 を 受けた者	住 所	
			氏 名	
			番号標に表示されている番号	
	措置の 場 合	措置に係る 物件の (占有者 ・所有者 ・管理者)	住 所	
			氏 名	
			番号標に表示されている番号	

(裏)

5 (命令・措置) の内容	
6 (命令・措置) を行った 場所の前後の状況	
7 備 考	
備考 1 6には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。 2 () 内については、該当するものを○で囲むこと。 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。	

用紙の大きさは、A4とする。

9－6 災害救助用米穀の引渡要請等に関する様式
様式 1

平成 年 月 日								
農林水産省生産局長 殿								
一宮町長 印								
災害救助用米穀の引渡要請書								
米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">引渡希望数 (kg)</th> <th style="width: 25%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 25%;">引 渡 方 法</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 80px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	引渡希望数 (kg)	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考				
引渡希望数 (kg)	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考					

様式 2

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

1 種類

2 数量

3 代金

用 途 (価格) 区 分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

内 訳

4 現品受渡場所

5 現品受渡期限 平成 年 月 日

6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）

7 代金納付期限 平成 年 月 日

8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省総合食料局長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記政府所有主用米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

(延納の特約)

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

(契約保証金・延納担保及び延納利息)

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省総合食料局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することが

できる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙が発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(瑕疵現品の交換)

第5条 引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、軒番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、軒番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、賃借その他売買目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。(1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。

(2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は公に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入通知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあつては、年14.60パーセント、違約金にあつては、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合。
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に瑕疵がある場合であつて、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(法令の補充適用)

第16条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約に関して甲乙間に紛争が乗じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第 18 条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省総合食料局長 印

乙 住所
氏名 印

9-7 リ災証明等に関する様式
様式1

り 災 証 明 書

一宮町長 様 平成 年 月 日

申請人 住所

氏名

下記事実に相違ないことを証明願います。

り 災 年 月 日	
り 災 原 因	
り 災 場 所	一宮町 番地
被 害 状 況	
証 明 書 使 用 目 的	

上記事実に相違ないことを証明する。

一宮町防災第 号

平成 年 月 日
一宮町長 印

様式 2

領 収 書	
金 額	_____
品 名	_____
但し、	
上記のもの確かに受領いたしました。	
一宮町災害対策本部長	
本部長	
印	
年 月 日	殿
住 所	
氏 名	